

昭和四十二年法律第四百四号

(昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律
 (昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)以下「特別措置法」という。第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)以下「施行法」という。第二条第一項第二号に規定する旧法(以下「旧法」という。)の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第一百一号)以下「昭和四十年法律第一百一号」という。)第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定する。

前項に規定する年金のうち、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十二号)以下「昭和四十一年法律第二百一十二号」という。)附則第二条に規定するものに対する同項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同条の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給(同条ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条本文の規定に基づき年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。別表第一において「昭和四十一年仮定俸給」という。)に対応する別表第一の仮定俸給とす

る。前項に規定する年金のうち、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十二号)以下「昭和四十一年法律第二百一十二号」という。)第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第二項又は第三項に規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条本文の規定に基づき年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなす。前項に規定する年金のうち、昭和四十三年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の仮定俸給(第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前項の規定により改定した場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前三項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものとの額は、昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては、第一項中「別表第一の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の仮定俸給」に、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額を」とし、同年十月分から昭和四十四年九月分までに、その額にそれぞれ対応する別表第二の二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額を」として、それぞれ第一項若しくは第二項又は前項の規定により算定した額とする。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

第一項から第三項までの規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき(遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月分以下の規定を準用する。

第一項から第三項まで又は前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

第一条の二 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の二の仮定俸給(同条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とする)に対応する別表第一の二の仮定俸給による退職年金等の額の改定)

額をもつて改定年金額とした年金については、同条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給に対応する別表第一の三の仮定俸給を俸給とみなす。旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

次の各号に掲げる年金のうち、昭和四十年度における退職年金又は遺族年金に相当する年金については、昭和四十年度における退職年金又は遺族年金に相当する年金について、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けた年金分については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に改定する。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けた年金分については、この限りでない。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 九万六千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四万八千円

三 前条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第一条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第三項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

(昭和四十五年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の四の仮定俸給(同条第二項若しくは第三項の規定又は同条第四項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 十二万円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 六万円

三 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(前項第一号に掲げる年金を受ける妻、子若しくは孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

四 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和四十六年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の四の仮定俸給(同条第二項若しくは第三項の規定又は同条第四項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

二 第二項の年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに対する前項の規

定の適用については、同項中「別表第一の六の仮定俸給」とあるのは、昭和二十三年六月三十日においてその年金額の算定の基礎となつた俸給（以下「旧基礎俸給」という。）が九十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給」と、旧基礎俸給が九十五円をこえ百三十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給」とする。

4 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和四十七年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の六の仮定俸給（第一条の三第三項の規定若しくは前条第四項において準用する第一条第六項の規定により第一条の三第二項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第三項において読み替えられた同条第二項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ同項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第三項において読み替えられた同条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けた最短年金限に満たない場合は、この限りでない。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 一万四百円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五万五千二百円

3 次の各号に掲げる年金のうち六十五歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定にかかるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ同条第一項の規定により年金額を改定したもののとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の算定の基礎となつて別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金限（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金限をいう。以下第一条の十七までにおいて同じ。）に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の算定の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金限の年数を控除した年数一年につき同項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条の規定の適用を受ける年金が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給（同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金限に達している年金に限る。次項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項

（同表の仮定俸給の額（以下この項において「基準俸給額」という。）が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額の四段階上位の額をこえるものにあつては基準俸給額に二十一万四千二百五十円を十九万二千八百八十円で除して得た割合を乗じて得た額とする。）とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。（昭和四十九年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年九月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の八の仮定俸給（第一条の五第四項の規定若しくは前条第四項において準用する第一条第六項の規定により第一条の五第三項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ同条第一項の規定により年金額を改定したもののとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金限（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金限をいう。以下第一条の十七までにおいて同じ。）に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の算定の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金限の年数を控除した年数一年につき同項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条の規定の適用を受ける年金が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年九月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

1 旧法の規定による退職年金に相当する年金 六万七千二百円

2 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五万五千二百円

3 旧法の規定による退職年金等の額の改定

4 第一条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給（同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金限に達している年金に限る。次項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項

（別表第一の八の仮定俸給）とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給」の中「別表第一の八の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給」

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万五千二百円
 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額
 ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 十六万八百円

四 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 十二万六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四百円

五 第一項又は前項の規定の適用を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

六 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

ハ イ及びロに掲げる年金八万四百円

七 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受けれる者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給（同条第四項若しくは第五項の規定又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項各号に掲げる額の改定による年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対する算定の基礎となつている別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

八 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、昭和五十年七月三十一日におけるその年金の額の算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

九 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年数一百年以内の者又は前項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、これらの規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数一年につきこれららの規定により俸給とみなされた額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一〇 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年数一百年以内の者又は前項において同じ。）を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一」とあるのは、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一」（その控除した年数のうち十年に達するまでの年数については、三百分の一）（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）とする。

一一 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年数一百年以内の者又は前項において同じ。）を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及びロに掲げる年金以外の年金十六万八百円

七 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第三項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金三十一万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

四 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金二十一万円

五 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

六 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

七 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金三十一万五千円

八 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

九 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

一〇 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金三十一万五千円

一一 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

一二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

一三 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

一四 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

一五 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

一六 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

一七 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

一八 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

一九 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

二〇 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

二一 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

二二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

二三 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

二四 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

二五 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

二六 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

二七 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

二八 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

二九 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

三〇 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

三一 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

三二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

三三 旧法の規定による退職年金に相当する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

三四 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じぞれトイからハまでに掲げる額

ハ イ及びロに掲げる年金二十一万円

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金
た組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年
数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年
数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給
とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百
分の二）に相当する金額

三 第一項の規定の適用を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対
する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

四 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲
げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイか
らハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金
五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金
を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているもの
に係る年金 四十一万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそ
れぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金
五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金
を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているもの
に係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそ
れぞれイからハまでに掲げる額

イ 基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十七万
五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受けれる年金でその年金の額の計算の
基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）
並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受けれる年金でその年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十万六千
三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受
ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号
に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組
合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料若
しくは第二条第一項に規定する殉職年金若しくは公務傷病遺族年金若しくはこれらに類する年金
たる給付又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金たる給付の支給を受ける場
合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三一 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

第二項、第四項、第六項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十二年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の十 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十二の仮定俸給（同条第四項若しくは第七項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次条第一項及び第二項において同じ。）に対応する別表第一の十三の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金（当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額）

一 旧法の規定による遺族年金に相当する年金（控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額）

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金（次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる年金）

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金
五十八万九千円

口 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万五千八百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十九万四千五百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万五千八百円

ハ アイ及びロに掲げる年金以外の年金 二十九万四千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十九万四千五百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十二万九百円

ハ アイ及びロに掲げる年金以外の年金 十四万七千三百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、前条第五項ただし書の規定を準用する。

ハ 一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、そ

8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達

した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第二項、第四項、第六項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第一条の十の二 前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達していない年金に限る。）のうち六十歳以上の者が受ける年金で、昭和五十二年三月三十一日におけるその年金額の算定の基礎となつた組合員期間においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

表第一の十二の仮定俸給が五万三千二百九十五円以下であるものについては、同年八月分以後、その額を、当該別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。）で、昭和五十二年三月三十一日におけるその年金額の算定の基礎となつている別表第一の十二の仮定俸給（七十歳以上の者が受ける年金又は七十歳未満の妻、子若しくは孫が受ける旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、第一条の六第二項又は第三項の規定を適用しないとしたならばこの法律の規定により同日において受け取ることとなる年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。以下この項において「旧仮定俸給」という。）が三十万八百三十円以下であるものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 その退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。第十四項において同じ。）の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年七月三十一日以前である者に係る年金 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の三段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

6

- 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金に相当する年金を受ける者（六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有する者を除く。）が昭和五十五年六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十八万九千円
- 二 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万五千八百円
- 三 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十九万四千五百円
- 四 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれイからハまでに掲げる額
- 五 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上ものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万五千八百円
- 六 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十八万九千円
- 七 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれイからハまでに掲げる額
- 八 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 二十九万四千五百円
- 九 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれイからハまでに掲げる額
- 十 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 十二万円
- 十一 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十四万円
- 十二 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十六万円
- 十三 六十五歳以上の者及び遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの二十九万四千五百円
- 十四 六十五歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの二十九万四千五百円
- 十五 六十五歳以上の者及び遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの二十九万四千五百円

- 一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額
- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百
- 三 前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者（六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有する者を除く。）が昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項の規定に準じてその額を改定する。
- 四 第二項又は第五項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項第三号に該当する者とみなして、その額を改定する。
- 五 第五項第三号ニからハまでの規定の適用を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同号の規定に準じてその額を改定する。
- 六 第一項、第二項、第五項第一号若しくは第二号又は前四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項の規定に準じてその額を改定する。
- 七 第二項又は第五項の規定の適用を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。
- 八 第三項、第五項、第八項から第十項まで又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。
- 九 第二項第二号の規定の適用を受ける年金については、当該年金に係る組合員の退職の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年八月一日以後に到来するときは、その経過する日の属する月の翌月分以後、同項第一号の規定に準じてその額を改定する。
- 十 第一項第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）
- 十一 第一条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給（第一条の十第四項若しくは第七項の規定若しくは前条第五項、第八項、第十項若しくは第十一項の規定又は第一条の十第十項若しくは前条第十五項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十第四項各号若しくは前条第五項各号に掲げる額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、それぞれ第一条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。
- 一二 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項及び第九項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額
- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百
- 三 定に準じてその額を改定する。

第一項の規定の適用を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上ものに係る年金 (イに掲げる年金を除く) 及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金 三十三万七千九百円

ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金 三十一万千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十三万三千三百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 二万四千元

6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳に達したとき (遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く) は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金に相当する年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

10 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

11 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額を改定する。

第一条の十一の二 前条の規定の適用を受ける年金 (その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。第六項において同じ。) を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、昭和五十三年六月分以後、その額を、同条第一項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数 (以下この項において「控除後の年数」という。) 一年につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一 (控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の一) に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一 (控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二) に相当する金額

3 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十歳以上の者 (妻、子及び孫を除く) が受けるものの額又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 六十二万二千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金 三十六万円

ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金 三十一万千円

三 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、昭和五十三年六月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 三万六千円

4 前条第一項若しくは第四項の規定又は第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき (遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く) は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき (旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が七十歳に達したときを除く) は、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 前条第一項、第四項、第六項若しくは第八項の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき (旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が七十歳に達したときを除く) は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受けた年金の額の改定について準用する。

(昭和五十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十二 第一条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十四の仮定俸給 (同条第四項、第六項若

- しくは第八項の規定若しくは前条第二項若しくは第四項の規定又は第一条の十一第一項若しくは前条第七項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十一第四項各号若しくは前条第二項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定した年金については、第一条の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。第八項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる該当年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 3 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金(当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額。
- 4 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額)。
- 5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
- 6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する者があつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。
- 7 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
- 8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する)。
- 9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 10 第一条の十二の二 前条の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。第六項において同じ。)を受ける者が八十歳以上の者である場合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、同条第一項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 11 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金(当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(次号において「控除後の年数」という。)につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の三百分の二に相当する金額)。
- 12 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(控除後の年数一年につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の六百分の二に相当する金額)。
- 13 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金(その額について、同条第四項又は第六項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 14 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金(六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金 三十七万四千五百円百円)。
- 15 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(六十歳未満の妻を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金 三十二万三千五百円)。
- 16 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(六十歳以上の者及び遺族である子一人を有する年金 二十四万二千七百円)。
- 17 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(六十歳以上の者及び遺族である子一人を有する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定による遺族である子一人を有する場合 六万円)。
- 18 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(六十歳以上の者及び遺族である子一人を有する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定による遺族である子一人を有する場合 八万四千円)。
- 19 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(六十歳以上の者及び遺族である子二人以上を有する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定による遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円)。

に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

6 前条の規定又は第一項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改定する。

7 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金(六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金を除く。)の額が四十二万円に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

8 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十五年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十三 第一条の十二第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十五の仮定俸給(同様第三項若しくは第七項の規定若しくは前条第二項、第四項若しくは第七項の規定又は第一条の十二第九項若しくは前条第九項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十二第三項各号若しくは前条第二項各号若しくは第七項に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一条の十二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項、第十八項及び第十九項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金(当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数の二)に相当する金額)に相当する年金については、六

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十万円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十二万五千円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 七十七万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十二万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十五万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十五万五千円

四 第五項の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が妻である場合について準用する。

5 第一項から第三項まで及び第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年八月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 十二万円

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万三千七百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十七万三千七百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十三万六千円

四 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年四月分から同年七月分までにおいては、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 四万八千円

四 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その額につき、前項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十万円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十二万五千円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 七十七万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十二万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十五万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十五万五千円

四 第五項の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が妻である場合について準用する。

5 第一項から第三項まで及び第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年八月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 十二万円

6 旧法の規定による遺族年金に相当する年金(当該各号の一に該当するもの(政令又はロに掲げる額)が、通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第三条に規定する

公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額の支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第三項まで及び第六項の規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

前項ただし書の場合における第八項の規定について、同項の規定により当該旧法の規定による障害年金に相当する年金のうち六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上九年未満のものに係る年金については、第一項又は第六項の規定の適用を受けて改定された額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

旧法の規定による障害年金に相当する年金のうち六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上九年未満のものに係る年金の額に加算されるべき額は、当該年金の額に同項の規定により加算されるべき額をえた額が前項の政令で定める額を超えるときにおいては、第八項の規定にかかるわらず、当該政令で定める額から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項の規定に準じてその額を改定する。

第六項第三号の規定の適用を受ける年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

第一項、第二項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第八項から第十項までの規定に準じてその額を改定する。

第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第一項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金を受ける者が昭和五十五年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第十一項の規定に準じてその額を改定する。

第一項若しくは第四項の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が同年六月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）又は第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が同年六月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に八十歳に達したときは又は第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が同年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十六年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の十四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十六の仮定俸給（同条第六項、第十一項、第十六

項若しくは第十七項の規定又は同条第二十項において準用する第一条第六項の規定により前条第六項各号若しくは第十一項に掲げる額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十七の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかるわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金（当該年金の額の計算の基礎となる場合には、前項の規定にかかるわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額）とみなされた額の六百分の一（控除後の年数（以下この項において「控除後の年数」という。）につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）とあるのは「六百分の二」とする。

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十三万三千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十五万二百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金七十三万三千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く。） 四十四万二百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十七万六千八百円

一 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十六年四月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額をえた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十一万円

- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）十二万円
- 6 前条第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十四第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十四第五項」と読み替えるものとする。
- 7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（旧法の規定による遺族年金に相当する年金についても、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額六十五歳以上の者に係る年金 七十四万九千円
- ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十六万五千八百円
- 二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金七十四万九千円
- ロ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十六万五千八百円
- ハ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く。）四十四万九千四百円
- 二 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く。）四十八万七千円
- 二 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる額六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 三十七万四千五百円
- 三 旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定による年金に相当する年金（イ及びロに掲げる年金を除く。）四十四万九千四百円
- 8 第五項及び第六項の規定は、前項第三号の規定の適用を受ける者が妻である場合について準用する。
- 9 旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうちその年金の額の算定に関し一定の年齢以上の者について特別の定めをしているもの（以下「年齢特例規定」という。）に規定する年齢に達していないものが、当該年齢特例規定に規定する年齢に達したときにおいては、その者は、当該年齢特例規定に規定する一定の年齢以上の者に該当するものとして、当該年齢特例規定を適用する。この場合において、当該年齢特例規定によりその年金の額を改定すべきこととなるときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金の額を改定する。
- 10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- （昭和五十七年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）
- 第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十七の仮定俸給（同条第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる年金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金について、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 2 在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

- 一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）「年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数についても、三百分の二）に相当する金額」とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額
- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額
- 3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。
- 4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額六十五歳以上の者に係る年金 七十九万二千七百円
- イ 六十五歳未満の者に係る年金 五十九万二千七百円
- ロ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十九万二千七百円
- ハ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く。）四十七万四千百円
- 二 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十九万二千七百円
- 三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 三十九万五千五百円
- 二 一 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十万一千三千八百円
- 二 遺族である子一人を有する場合 十二万円
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）十二万円
- 6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十五第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十五第一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十五第五項」と読み替えるものとする。
- 7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。

8	第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける者が妻である場合について準用する。
9	前項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。
10	第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
11	第一項から第三項まで又は第九項の規定により年金額を改定された旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項まで又は第九項の規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。
12	(昭和五十九年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)
13	前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給(同条第四項、第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項第一号若しくは第二号に掲げる金額、同条第七項に規定する金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとのとした場合にその改定後年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。
14	前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
15	旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額
16	二 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
17	二 旧法の規定による退職年金に相当する年金 八十万六千八百円
18	八十万六千八百円

1	ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 六十万五千五百円
2	二 イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十万三千四百円
3	三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十三万九百円
4	四 八十万四千円
5	五 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十九年三月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。
6	六 前条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十六第五項各号の一」と、「第一項から第二項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十六第一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十六第五項」と読み替えるものとする。
7	七 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十三万三千五百円に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を、五十三万三千五百円に改定する。
8	八 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。
9	九 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。
10	十 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
11	十一 (昭和六十年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)
12	一二 第一条の十七前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十九の仮定俸給(同条第四項、第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項第一号若しくは第二号に掲げる金額、同条第七項に規定する金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとのとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。
13	一三 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
14	一四 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 指除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（指除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する額
- 3 第一項の規定の適用を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（指除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）とあるのは、「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（指除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）とあるのは、「六百分の二」とする。
- 4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
- 5 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれ又はロに掲げる額
- イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円
- ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円
- 6 二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれ
- イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 八十三万五千円
- ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万六千三百円
- ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く。）五十万千円
- 7 三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十五万二千二百円
- 8 四 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和六十年四月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。
- 9 二 遺族である子一人以上を有する場合 十二万円
- 10 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）十二万円
- 6 6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは、「第一条の十七第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは、「第一条の十七第一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは、「第一条の十七第五項」と読み替えるものとする。
- 7 7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を、五十六万五千九百円に改定する。
- 8 8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。
- 9 9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。
- 10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

- 6 5 第二項又は第六項において準用する第一条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」と、同項第二号中「十万二千円」とあるのは、「十一万九千円」と、「十二万五千五百円」と、「十一万九千円」とあるのは、「十二万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えた当該各号に掲げる額に改定する。
- 7 5 二 殉職年金 十万二千円（七十歳以上の場合には十一万九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一万九千円とする。）
- 8 3 三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる年金額の十分の六に相当する金額
- 9 4 第二項又は第六項において準用する第一条第四項若しくは第五項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四」と、同項第二号中「十万二千円」とあるのは、「十一万九千円」と、「十二万五千五百円」と、「十一万九千円」とあるのは、「十二万九千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十三年十月分以後、その額をその読み替えた当該各号に掲げる額に改定する。
- 10 5 二 扶養遺族が一人である場合 五千円
- 6 6 第一条第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の改定について準用する。

(昭和四十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

- 第二条の二** 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の二の仮定俸給(同条第四項又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項において読み替えた同条第三項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の三の仮定俸給を俸給とみなし、同条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の五」と読み替えるものとする。
- 2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けた額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 別表第四の三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)
- 二 殉職年金 十三万五千円
- 三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる金額の十分の六に相当する金額
- 4 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族(戦傷病者・戦没者・遺族等援護法第八条第二項に規定する扶養親族(夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあつては、同項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下第二条の十七までにおいて同じ。)があるときは、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については一万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち一人について七千二百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 5 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- (昭和四十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)
- 第二条の三** 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。
- 2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 別表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)
- 二 殉職年金 十五万七千円
- 三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額
- 3 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。
- (昭和四十六年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)
- 2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十六年一月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 别表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)

- 2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けた額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十六年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 别表第四の七に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)
- 三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額
- 3 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。
- (昭和四十七年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)
- 第二条の五** 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の六の仮定俸給(同条第五項の規定若しくは同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第五項において読み替えた同条第四項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第三項において読み替えた同条第二項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ同項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第三項において読み替えた同条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてある別表第一の七の仮定俸給)に対応する別表第一の七の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の七」と読み替えるものとする。
- 2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 别表第四の七に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)
- 二 殉職年金 二十一万七千六百円
- 三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額
- 3 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額が、同項第二号中「二十一万七千六百円」とあるのは、「二十四万円」と読み替えた場合における同項第二号又は第三号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年一月分以後、その額をその読み替えた同項第二号又は第三号に掲げる額に改定する。
- 一 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第二条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

する。この場合において、同条第三項中「一万二千円」とあるのは、「二万四百円」と読み替えるものとする。

(昭和四十八年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の六

前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えたられた同条第二項第二号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

第一条の六第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。第六項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

次の各号に掲げる年金については、昭和四十九年九月分以後、その額を当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千円を加えた額)

二 殉職年金 二十九万六千円

三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる年金の十分の七・五に相当する額

四 公務傷病年金 別表第四の八に定める障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千円を加えた額に改定する。

一 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

二 殉職年金を受けた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

三 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については四万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

四 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

五 殉職年金を受けた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

二 扶養遺族が二人以上である場合 九千六百円

三 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

四 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については四万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

五 殉職年金を受けた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

三 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

四 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については四万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

五 殉職年金を受けた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

第二条の七

前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年九月分以後、その額を

を、その算定の基礎となつている別表第一の八の仮定俸給(同条第三項の規定若しくは同条第六

項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第一項の規定及び同条第二項若しくは第三項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ前条

第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき

仮定俸給又は同項の規定及び同条第二項若しくは第六項において準用する第一条第六項若しくは第三項の規定の適用を受けて改定された年金額の算定の基礎となつている仮定俸給)に対応する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の九」と読み替えるものとする。

第二条の八

(昭和五十年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額

を、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給(同条第三項の規定又は同条第六項に

おいて準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる年金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合

にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。)に対応する別表第一

の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合

において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十」と読み替えるものとする。

前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、昭和五十年

七月三十日におけるその年金の額の算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給に對応す

る別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定す

る。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十一」と読み替えるもの

とする。

第一条の八第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算

の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を

受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。)を受ける

者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しく

は孫である場合について、同条第四項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受

ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三

項及び第四項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務

傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

- 4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項（第一項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 5 一 公務傷病年金 別表第四の十に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）
- 二 殉職年金 四十七万四千円
- 三 公務傷病遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額
- 5 第二項又は第三項（第二項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて改定された年金（前項の規定の適用を受けた年金を含む。）の額が、同項第一号中「別表第四の十」とあるのは、「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七万四千円」とあるのは、「五十万六千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年一月分以後、その額をそえた場合における同項各号に掲げる額に改定する。
- 6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第四項第一号又は前項において読み替えた同号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については六万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までについては、一人につき一万八千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万二千円））を加えた額を第四項第一号又は前項において読み替えた同号に掲げる額として、第四項又は第五項の規定を適用する。
- 7 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第四項第二号又は第五項において読み替えた同号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を第四項第二号又は第五項において読み替えた同号に掲げる額として、第四項又は第五項の規定を適用する。
- 8 第一条の八第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは、「第三項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 9 第一条の八第六項の規定は、第三項（同項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「第四項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 10 第一条第六項の規定は、第一項から第三項まで及び前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- （昭和五十一年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつていてる別表第一の十一の仮定俸給（同条第五項において読み替えた同条第十項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第五項において読み替えた同条第四項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替えるものとする。
- 2 第一条の九第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である

- 4 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 5 一 公務傷病年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）
- 二 殉職年金 五十六万四千二百円
- 三 公務傷病遺族年金 四十二万三千二百円
- 4 前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者について、これらに規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に二万四千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合は、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者の算定額を控除した額とする。
- 一 殉職年金 六十万二千円
- 二 公務傷病遺族年金 四十五万九千二百円
- 5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者がこれらに類する年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料若しくはこれに類する年金たる給付又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する場合は、適用しない。
- 6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までについては、一人につき二万四千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 7 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第一号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 8 第一条の九第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 9 第一条の九第九項の規定は、第二項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者のが八十歳に達したときについて準用する。
- 10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- （昭和五十二年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の十 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつていてる別表第一の十二の仮定俸給（同条第三項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替えるものとする。

つて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次条第一項において同じ。)に対応する別表第一の十三の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十三」と読み替えるものとする。

2 第一条の十第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。)を受ける者が七十歳以上者の又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の十三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものについては、十二万円を加えた額)

二 殉職年金 六十万三千七百円

三 公務傷病遺族年金 四十五万二千八百円

4 前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者たちの殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額(以下この項において「算定額」という。)に二十四千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 六十三万九千七百円

二 公務傷病遺族年金 四十八万八千八百円

5 前項第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。

6 公務傷病年金を受ける権利を有する者たちの扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者たちの扶養親族については八万四千円(配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき二万六千四百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り五万四千円))を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者たちの扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を(第三項第三号に掲げる額)に第二号に掲げる額を加えた額を(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのうち一人までについては、一人につき二万六千四百円)

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する年金額

8 第一条の十第八項の規定は、「第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)について準用する。この場合において、同項第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

9 第一条の十第九項の規定は、第二項(同条第二項の規定に係る部分に限る。)又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の十の二 前条第一項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。)で、昭和五十二年三月三十日におけるその年金額の算定の基礎となつている別表第一の十二の仮定俸給(七十歳以上者が受ける年金又は七十歳未満の妻、子若しくは孫が受ける殉職年金若しくは公務傷病遺族年金については、第二条の六第二項において準用する第一条の六第二項の規定又は第二条の六第六項において準用する第一条の六第三項の規定を適用しないとしたならばこの法律の規定により同日において受けることとなる年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。以下この項において「旧仮定俸給」という。)が三十万八百三十円以下であるものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十三」と読み替えるものとする。

1 その退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。第十項において同じ。)の日の翌日から起算して三十年を経過する日が昭和五十二年七月三十一日以前である者に係る年金 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の三段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一一段階上位の仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ハ 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一一段階上位の仮定俸給

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千百五十円以下である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一一段階上位の仮定俸給

1 第一条の十の二第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(その額について、同条第四項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)又は前二項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年八月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の十四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものについては、十二万円を加えた額)

二 殉職年金 六十九万六千円

三 公務傷病遺族年金 五十二万二千円

4 前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者たちの殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に二万四千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。

- 6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に相当する金額とする。
- 7 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に二千円（そのうち二人までについては、一人につき二万六千四百円（配偶者である扶養親族がない場合には、そのうち一人に限り五万四千円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 8 第一条の十の二第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者のが八十歳に達したときを除く。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。
- 9 第一条の十の二第十三項の規定は、第二項（同条第三項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したときについて準用する。
- 10 第一項第二号の規定の適用を受ける年金については、当該年金に係る組合員の退職の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年八月一日以後に到来するときは、その経過する日の属する月の翌月分以後、同項第一号の規定に準じてその額を改定する。
- 11 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- （昭和五十三年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給（同条第三項の規定又は第二条の十第十項若しくは前条第十一項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十第一項又は前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 2 第一条の十一第二項の規定は、前項の規定の適用による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合は、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 別表第四の十五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）
- 二 殉職年金 七十四万六千円
- 三 公務傷病遺族年金 六十万三千円
- 4 三 公務傷病遺族年金 五十五万九千五百円
- 5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。
- 6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に一千を有する場合にあつては三万六千円、扶養親族二人以上を有する場合にあつては六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。
- 7 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 8 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について一号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 9 第一条の十の二第十三項の規定は、第二項（同条第三項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したときについて準用する。
- 10 第一項第二号の規定の適用を受ける年金については、当該年金に係る組合員の退職の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年八月一日以後に到来するときは、その経過する日の属する月の翌月分以後、同項第一号の規定に準じてその額を改定する。
- 11 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- （昭和五十三年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給（同条第三項の規定又は第二条の十第十項若しくは前条第十一項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十第一項又は前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 2 第一条の十一第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受けた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。第七項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合は、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 別表第四の十六に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）
- 二 殉職年金 八十万四千円
- 三 公務傷病遺族年金 六十万三千円
- 4 三 公務傷病遺族年金 五十五万九千五百円
- 5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者について、これらの規定により算定した額に二万四千円（扶養親族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養親族二人以上を有する場合にあつては六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。
- 6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に一千を有する場合にあつては三万六千円、扶養親族二人以上を有する場合にあつては六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。
- 7 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 8 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について一号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 9 第一条の十の二第十三項の規定は、第二項（同条第三項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受けた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。第七項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合は、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 10 第一項第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 11 第一条の十一第一項の規定は、第二項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）又は第三項の規定の適用を受ける年金を受けた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達したときについて準用する。
- 12 第一条の十一第九項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受けた組合員の退職の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年八月一日以後に到来するときは、その経過する日の属する月の翌月分以後、同項第一号の規定に準じてその額を改定する。
- 13 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- （昭和五十三年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十三の仮定俸給（同条第三項の規定又は第二条の十第十項若しくは前条第十一項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十第一項又は前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 2 第一条の十一第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受けた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合は、「別表第三の十四」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 公務傷病年金 別表第四の十六に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）
- 二 殉職年金 八十万四千円
- 三 公務傷病遺族年金 六十万三千円

一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万二千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 八十五万二千元

二 公務傷病遺族年金 六十五万千円

三 公務傷病遺族年金 六十二万七千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

5 前条第六項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十一の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族をするものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第二号に掲げる額」とあるのは「第二条の十一の二第二項第一号に掲げる額」と、「第四項」とあるのは「同条第三項」と、「第三項第三号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第三項第二号又は」とあるのは「同条第二項第二号又は」と読み替えるものとする。

7 第一条の十一の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、第一条の十一の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、「同条第一項」とあるのを「第二条の十一第一項」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十二 第一条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十四の仮定俸給（前条第二項の規定又は

第二条の十一第十項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額により改定した年金については、第二条の十一第

一項の規定により年金額を改定したものとした年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定により改定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替えるものとする。

2 第一条の十二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金限に達している年金に限る。第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「第二条の十二第一項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十三万六千円

三 公務傷病遺族年金 六十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に三万六千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万二千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額としない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 八十八万四千円

二 公務傷病遺族年金 六十七万五千円

三 公務傷病年金 九十一万八千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十万八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき三万二千四百円（配偶者である扶養親族がない場合には、そのうち一人に限り六万六千円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき三万二千四百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の十二第八項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

9 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の十二の二 第一条の十二の二第一項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。第七項において同じ。）を受ける者が八十歳以上の者である場合について準用する。この場合において、第一条の十二の二第一項中「同条第一項」とあるのは、「第二条の十二第一項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の十八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者について、昭和五十四年六月分以後、同条第一項若しくは二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

- 第二項又は前二項の規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に四万八千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては六万円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては八万四千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げたる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。
- 一 殉職年金 九十九万円
- 二 公務傷病遺族年金 七十八万円
- 4 第一条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。
- 5 前条第六項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第二項第一号」と読み替えるものとする。
- 6 前条第七項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第二項第二号に掲げる額」と読み替えるものとする。
- 7 第一条の十二の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、第一条の十二の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「同条第一項」とあるのを「第二条の十二第一項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の十三 第一条の十二第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十五の仮定俸給（前条第二項の規定又は第二条の十二第九項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の十六」と読み替えるものとする。
- 2 第一条の十三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年年限に達している年金に限る。以下この項、第十二項及び第十三項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。
- 3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に加えた額とする。
- 一 公務傷病年金 別表第四の十九に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）
- 12 第一条の十三第十八項の規定は、第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）又は第八項の規定の適用を受ける年金
- 二 殉職年金 九十五万三千円
- 三 公務傷病遺族年金 七十三万六千円
- 4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に四万八千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては六万円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては八万四千円）を加えた額をもつて、当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。
- 5 前条第六項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第二項第一号」と読み替えるものとする。
- 6 前条第七項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第二項第二号に掲げる額」と読み替えるものとする。
- 7 第一条の十二の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、第一条の十二の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「同条第一項」とあるのを「第二条の十二第一項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。
- 8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第二条の十三 第一条の十二第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十五の仮定俸給（前条第二項の規定又は第二条の十二第九項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の十六」と読み替えるものとする。
- 2 第一条の十三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年年限に達している年金に限る。以下この項、第十二項及び第十三項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。
- 3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に加えた額とする。
- 一 公務傷病年金 别表第四の十九に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）
- 三 公務傷病遺族年金 八十万四千円
- 9 第一条、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、昭和五十五年六月分以後、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合において、第二条の第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第八項第一号」と読み替えるものとする。
- 10 第六項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第八項第一号」と読み替えるものとする。
- 11 第七項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者の扶養親族を有するものの当該年金の額につき第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第七項中「第三項第二号」とあるのは、「第八項第二号」と、「第四項」とあるのは、「第九項」と、「第三項第三号」とあるのは、「第八項第三号」と読み替えるものとする。
- 12 第一条の十三第十八項の規定は、第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）又は第八項の規定の適用を受ける年金

を受ける者が同年六月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第十八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

13 第一条の十三第十九項の規定は、第二項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）若しくは第三項の規定の適用を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に八十歳に達したとき又は第八項の規定の適用を受ける者が同年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは、「第三項中「前項」とあるのを「第二条の十三第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

14 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十六年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五六年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十六の仮定俸給（同条第八項の規定又は同条第十四項において準用する第一条第六項の規定により前条第八項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十七の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十七」と読み替えるものとする。

2 第一条の十四第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二条の十四第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五六年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十一に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十一万円（昭和五六年四月分及び同年五月分については、十八万円）を加えた額）

二 殉職年金 百八十八万八千円

三 公務傷病遺族年金 八十八万五千円

4 前項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

6 前項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と、「第四項」とあるのは、「第八項において準用する第四項」と、「第三項第三号」とあるのは、「第七項第三号」と読み替えるものとする。

7 前項の規定は、公務傷病年金 別表第四の二十二に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十万円を加えた額）

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

第九項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と、「第四項」とあるのは、「第八項において準用する第四項」と、「第三項第三号」とあるのは、「第七項第三号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十七年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十七の仮定俸給（同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替えるものとする。

2 第一条の十五第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受けける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二条の十五第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

三 公務傷病遺族年金 八十四万三千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十三万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき四万二千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

は、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第一号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき四万二千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

7 前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五六年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十二に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十万円を加えた額）

二 殉職年金 百十四万円

三 公務傷病遺族年金 八十八万五千円

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

第九項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と、「第四項」とあるのは、「第八項において準用する第四項」と、「第三項第三号」とあるのは、「第七項第三号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十七年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十七の仮定俸給（同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替えるものとする。

2 第一条の十五第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受けれる者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二条の十五第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十一万円を加えた額）

			二 殉職年金 百二十万三千円
		三 公務傷病遺族年金 九十三万四千円	
4	前二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者（うち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者）については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。		
5	公務傷病年金を受ける権利を有する者（うち殉職年金又は公務傷病遺族年金）については、第二条の九第五項の規定を準用する。この場合においては、第二条の九第五項の規定を適用する。		
6	殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族がある場合）については、第三項第一号に掲げる額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。		
7	二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。		
8	扶養親族一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき四万二千円）		
9	二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額		
10	前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。		
11	一 公務傷病年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものについては、二十一万円を加えた額）		
12	二 殉職年金 百二十二万四千円		
13	三 公務傷病遺族年金 九十五万五千円		
14	四 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受けた年金を受ける権利を有する者について準用する。		
15	五 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもの）の当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。		
16	六 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
17	七 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。		
18	八 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受けた年金を受ける権利を有する者について準用する。（昭和五十九年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）		
19	九 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもの）の当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。		
20	十 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
21	十一 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
22	十二 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。		
23	三 公務傷病遺族年金 九十九万円		
24	四 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受けた年金を受ける権利を有する者について準用する。		
25	五 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもの）の当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。		
26	六 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
27	七 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
28	八 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受けた年金を受ける権利を有する者について準用する。		
29	九 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもの）の当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。		
30	十 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
31	十一 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者（扶養親族を有するもののこれら年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。		
32	十二 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。		

(昭和六十年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十七

前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてはいる別表第一の十九の仮定俸給(同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の二十一」と読み替えるものとする。

2

第一条の十七第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてはいる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。(以下この項において同じ。))を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十七第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3

次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

4

公務傷病年金別表第四の二十七に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額)

5

殉職年金百三十一万九千円
二 殉職年金百二十一万五千円
三 公務傷病遺族年金百二十二万五千円

6

前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については十五万八千四百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき五万四百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り十万六千八百円))を加えた額として、同項の規定を適用する。

7

公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十五万八千四百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき五万四百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り十万六千八百円))を加えた額を同項第三号に掲げる額に第一号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

8

第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

9

第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10

(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法による年金の額の改定)

11

前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12

第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

13

国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「新法」という。)第三条第一項に規定する組合(以下「組合」という。)のうち公共企業体等の組合(新法第二百六十五条に規定する公共企業体等の組合をい。以下同じ。)以外の組合(以下「国の組合」という。)が支給する旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金(旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第二百一号第三条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第三項において準用する同法第一条第三項において準用する同法第一条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

14

国組合が支給する旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第二百一号第三条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同条第三項において準用する同法第一条第三項又は第二条第二項の規定により従前の年金額又は同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。)により算定した額に改定する。

15

第一条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第二条第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

16

(昭和四十四年度における旧法による年金の額の改定)

17

第一条の二の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金(同条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の二の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金(同条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

18

(昭和四十五年度における旧法による年金の額の改定)

19

第三条の二 第一条の二の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金(同条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の二の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金(同条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

20

(昭和四十六年度における旧法による年金の額の改定)

21

第三条の四 第一条の四第一項及び第四項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の四第一項、第四項及び第六項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

2 第一条の四第二項及び第四項の規定は、前項の年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

3 第一条の四第三項（第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の年金（うち昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金を受ける最短年金年限に達しているものに対する前項の規定の適用について準用する。

4 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までに給付事由が生じた旧法第九十条の規定による年金（同法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金とみなされた年金を含む。以下この条において「共済年金」という。）で、その旧基礎俸給が、当該年金の給付事由が昭和二十二年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎俸給に相当する昭和二十三年六月三十日までに給付事由が生じた旧法第九十条の規定による年金（同法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金を受ける最短年金年限に達しているものに対する前項の規定の適用について準用する。

5 前項に規定する共済年金に対する第二項において準用する第一条の四第二項又は第二条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「その算定の基礎となつている別表第一の四の仮定俸給」であるのは、「第三条の四第四項の規定により同条第三項の規定の適用上同条第四項に規定する共済年金の旧基礎俸給とみなされた上位の旧基礎俸給に基づきその額を算定した共済年金について共済年金の額の改定に関する法令の規定（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）第一条第四項の規定を除く。）を適用したとした場合に受けべき共済年金の額の額がこれららの規定を適用しないものとした場合の改定年金額となるべき額に達しない共済年金については、適用しない。

6 第三条の五 第一条の五の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の五の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

7 第三条の六 第一条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

8 第三条の七 第一条の七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

9 第三条の八 第一条の八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十一年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の九 第一条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十二年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十 第一条の十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十二年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十一 第一条の十一の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十一の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十三年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十二 第一条の十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十四年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十三 第一条の十三の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十三の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十五年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十四 第一条の十四の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十四の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十六年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十五 第一条の十五の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十五の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十七年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十六 第一条の十六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十八年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十七 第一条の十七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十九年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十八 第一条の十八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和六十一年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十九 第一条の十九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和六十二年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の二十 第一条の二十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の二十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和六十三年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の二十一 第一条の二十一の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の二十一の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和六十四年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の二十二 第一条の二十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の二十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和六十五年度における旧法による年金の額の改定）

前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十五年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十三 第一条の十三の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十三の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十六年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十四 第一条の十四の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十四の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和五十七年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十五 第一条の十五の規定は、前条の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十五の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定に係るものに限る。」の額の改定

（昭和五十九年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十六 第一条の十六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定及び当該改定に係る年金の支給の停止について、第二条の十六の規定は、前条の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定に係るものに限る。」の額の改定

（昭和五十九年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十七 第一条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定

2 第一条の十六の規定は、公共企業体等の組合が支給する旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。次条第二項において同じ。）の額の改定について、第一条の十六の規定は、公共企業体等の組合が支給する旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 前項の規定（同項において準用する第一条の十六第一項から第三項までの規定に係る部分並びに前項において準用する第二条の十六第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、国鉄共済組合（新法附則第十三条の十一第一項に規定する国鉄共済組合をいう。以下同じ。）が支給する年金については、適用しない。

（昭和六十年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十七 第一条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

3 前項の規定（同項において準用する第一条の十七第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、国鉄共済組合（昭和四十二年三月三十一日以前の新法による年金の額の改定）

第四条 昭和三十五年三月三十一日以前に新法の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条から第十条の十までにおいて同じ。）をした組合員（第五項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（施行法の規定により

これらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。）（第十条の二において「昭和三十五年三月三十一日以前の年金」という。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十三号）による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

1 仮定新法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号第四条第一項第一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

2 仮定恩給法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号第四条第一項第二号の規定により算定した額で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号。以下「昭和四十二年法律第八十三号」という。）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに對応するこれら

の額の十二倍に相当する金額をいう。

3 仮定旧法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号中「一・一」とあるのは「一・二」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「額で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに對応する二の上欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「額で別表第一の二の上欄に掲げるものに對応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

4 第一条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定

2 第一条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定

3 第一条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定

4 第一条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定

5 衛視等（新法附則第十三条に規定する衛視等をいい、施行法第五十五条の三第一項の規定により衛視等であつたものとみなされる者を含む。以下同じ。）で昭和三十五年三月三十一日以前に

- 2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号）附則第三条第一項の規定を参照して政令で定める額をえた額」とする。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。
- 3 前二項の規定は、第一条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定は、第一項第六項及び第一条の六第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用について準用する。（昭和四十九年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）
- 4 第一条第六項及び第一条の六第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用について準用する。
- 5 前二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年九月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額（仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、その額が昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）。以下「昭和四十九年法律第九十四号」という。）第二条の規定による改正後の新法第四十二条第二項又は昭和四十九年法律第九十四号第三条の規定による改正後の施行法第二条第一項第十九号（以下「昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号」という。）の規定がその者の退職の日に施行されたいたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として、昭和四十年法律第一百一号及び第四条から前条までの規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額とみなされた額より少ないとときは、当該仮定新法の俸給年額とみなされた額に一・二三八を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百九十四円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円）をそれぞれ第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。
- 6 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 7 第一条第六項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 8 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）
- 9 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ当該各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。
- 10 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項中「一・二九三」とあるのを「一・三八一」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。
- 11 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 12 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。（昭和五十一年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）
- 13 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなして、その額を改定する。

- 2 前二項の規定に掲げる年金にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。
- 3 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額（遺族年金については、その額につき新法第八十八条の五（施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 4 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
- イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限（退職年金を受ける最短年金年限をいう。以下同じ。）に達しているものに係る年金 五十五万円
- ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円
- ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（二十七万五千円を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円
- 二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円
- イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円
- ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円
- 三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
- イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十七万五千円
- ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十万六千三百円
- ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円
- 四 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。
- 一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円
- 二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円
- 4 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

5	第一項又は第二項の規定の適用を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
6	前各項の規定は、前条第四項の規定の適用の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
7	第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用の適用を受ける年金の額の改定について準用する。 （昭和五十一年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）
8	第四条の十 前条第一項の規定の適用の適用を受ける年金については、昭和五十二年四月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなして、その額を改定する。
9	2 次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定を、同項の規定により年金額を改定した額に改定する。
10	3 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けた改定された額（遺族年金については、その額につき新法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
11	4 一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれれイからハまでに掲げる額を、それぞれイからハまでに掲げる額
12	5 ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金五十八万九千円
13	6 ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十九万四千五百円
14	7 二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれれイからハまでに掲げる額を、それぞれイからハまでに掲げる額を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金五十八万九千円
15	8 ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十四万五千八百円
16	9 ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 百円
17	10 三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれれイからハまでに掲げる額を除く。）及び六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十四万五千八百円
18	11 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十九万四千五百円
19	12 三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれれイからハまでに掲げる額を除く。）及び六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四千五百円
20	13 ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受けれる年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているものに係る年金一百円
21	14 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十四万七千三百円
22	22 前項第三号の規定の適用を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、前条第三項ただし書の規定を準用する。
23	23 一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円
24	24 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円
25	25 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
26	26 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十歳未満の妻が六十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
27	27 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十歳未満の妻が六十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
28	28 6 次の各号に掲げる遺族年金については、前各項の規定の適用を受けて改定された額（その額について、新法第八十八条の五又は第三項若しくは第四項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
29	29 一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十四万円
30	30 二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十四万円
31	31 三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの（十六万円）
32	32 四 第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第三項中「前項第三号」とあるのは「第六項」と、第四項中「第二項第三号」とあるのは「第六項」と、「前項第三号」とあるのは「第七項において準用する前項第三号」と読み替えるものとする。
33	33 五 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者（六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有する者を除く。）が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。
34	34 第一項、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第二項において「昭和三十五年四月一日以後の年金」という。）で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについて（昭和四十一年度及び昭和四十三年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定）
35	35 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
36	36 第五条 昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした組合員（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次項、次条第一項、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第二項において「昭和三十五年四月一日以後の年金」という。）で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定（昭和三十九年十月一日以前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定とし、同日以後昭和四十一年十月一日前に退職した者については、昭和四十一年法律第百二十二号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の一部を改正する法律による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法の規定とする。第三項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。
37	37 一 仮定新法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号第五条第一項第一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号第五条第一項第二号の規定により算定した額で昭和四十二年法律第八十三号附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

三 仮定旧法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号第五条第一項第三号の規定により算定した額を十二で除して得た額で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて、同年十月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条第二項後段の規定を準用する。

昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次項、次条第二項、第五条の三第二項及び第五条の四第三項において「昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金」という）。で昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第一条第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

二 仮定衛視等の新法の俸給年額 昭和四十年法律第一百一号第五条第二項第一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

4 第二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

5 第四条第三項及び第四項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 昭和四十年法律第一百一号第一条第二項の規定は、昭和四十年十月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額を前各項の規定により改定する場合について準用する。

（昭和四十四年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第五条の三 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を第五条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の二第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和四十五年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第五条の四 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を第五条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の四第一項後段の規定を準用する。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を第五条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の四第二項後段の規定を準用する。

3 第四条の三第二項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和四十六年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第五条の五 昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（以下この条から第五条の十まで及び第十条の二において「昭和四十五年三月三十一日以前の年金」という。）で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和四十七年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定）

第五条の五 昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（以下この条から第五条の十まで及び第十条の二において「昭和四十五年三月三十一日以前の年金」という。）で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

3 第一条第二項後段において準用する第四条の四第二項後段の規定により読み替えられた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・一〇一を乗じて得た額をそれぞれ第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額

二 その新法の退職をした日ににおける昭和四十五年三月三十一日以前の年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるもの適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第七十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額に別表第五の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をそれぞれ第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額

3 第四条の五第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第二項の規定は、昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定）

第五条の六 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百六十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百六十四

万円)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和四十八年九月三十日に支給されるものについて現に支給されているものに準用する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定)

第五条の七 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについては、同年九月分以後、その額を、前条第一項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(仮定新法の俸給年額とみなされた額があつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として現に支給されている年金の改定の例に従い、昭和四十年法律第一百一号及び第五条から前条までの規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額とみなされた額)に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円)をそれぞれ第五条各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六千円を超過する場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円)をそれぞれ第五条各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされることは、昭和四十五年三月三十一日以前の新法による年金等の額の改定

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前二項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(当該

仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(当該

仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第四条の九第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前二項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(当該

仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一条及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

2 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項中「一・二九三」とあるのを

「別表第七の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一項及び前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについて、前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十年十二月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 第一条第六項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、同年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定)

第五条の九 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第二項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該

仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第四条の九第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前二項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(当該

仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一条及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 第一条第六項の規定は、前三項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 第一条第六項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定)

第六条 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次条から第六条の五まで及び第十条の二において「昭和四十七年三月三十日以前の年金」という。）で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて（昭和四十八年九月三十日において現に支給され、昭和四十九年九月三十日以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

（その額が二百六十四万円を超える場合には、二百六十四万円）をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四六年三月三十日までの間に新法の退職をした者 の者に係る当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法そ

の他の法律の規定で政令で定めるもの（ロにおいて「最低保障規定」という。）の適用があ

つた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号イにおいて同じ。）の計算の基礎

となつた新法の俸給年額に一・一二三四を乗じて得た額。

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に新法の退職をした者 の者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、そ

の適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸

給年額に一・一〇五を乗じて得た額。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれ

ぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四六年三月三十日までの間に新法の退職をした者 の者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・

二三四を乗じて得た額。

ロ 昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三十日までの間に新法の退職をした者 の者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・

一〇五を乗じて得た額。

前項の規定は、昭和四十五年四月一日から昭和四七年三月三十日までの間に新法の退職を

した衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七

の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次条から第六条の五までにおいて「昭和四十七年三月三十日以前の年金」という。）で、昭和四八年九月三十日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について

準用する。

4 昭和四十五年四月一日から昭和四七年三月三十日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金（次条から第六条の五までにおいて「昭和四十七年三月三十日以前の年金」という。）で、昭和四八年九月三十日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

第五条の二 昭和四十七年三月三十日以前の衛視等の年金で昭和五十年七月三十日以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額若しくは新法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額（その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなさざる仮定新法の俸給年額より少ないとときは、当該仮定新法の俸給年額）又は仮定恩給法の俸給年額

若しくは仮定旧法の俸給年額に一・一五三（政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率）を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円）をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額とみなし、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号。以下「昭和四八年法律第六十二号」という。）第二条又は第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「昭和四八年改正前の共済法又は共済施行法」という。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十日以前の衛視等の年金で昭和四九年八月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 4 昭和四十七年三月三十日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十年七月三十日において現に支給されているものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四八年改正前の共済法又は共済施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

6 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十日以前の衛視等の年金で昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについて準用する。

8 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 昭和四十七年三月三十日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第六条の三 昭和四十七年三月三十日以前の年金で昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第六条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四八年改正前の共済法又は共済施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

10 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第二項の規定は、昭和四十七年三月三十日以前の衛視等の年金で昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

13 昭和四十七年三月三十日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第六条の四 昭和四十七年三月三十日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなさざる俸給年額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十一年改正前の共済法又は共済施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第四条の九第一項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定)

第六条の五 昭和四十七年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する

二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する

俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額

に一千〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸

給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一项及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準により改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(次項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条から第七条の四まで及び第十条の二において「昭和四十八年三月三十一日以前の年金」という。)で、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについては、同年九月分以後、その額を、次に掲げる仮定新法の俸

給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一千・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額について三百七十二万円)をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準により改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の三 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四

じて得た額(その額が二百九十四万円を超える場合には、二百九十四万円)

2 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額と該該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一五三を乗じて得た額

1 前項の規定は、昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をして、昭和四十九年改正前の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金たる給付の算定の基準となるべき俸給年額を求めた場合におけるその俸給年額より少ないときは、当該俸給年額)に一・一五三を乗じて得た額(その額が二百九十四万円)

2 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額と該該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一五三を乗じて得た額

1 前項の規定は、昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をして、昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金(次条から第七条の四までにおいて現に支給されているものについて準用する。

3 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十八年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについては、第一条の七第四項及び第五項の規定に準じて年金の額を改定する。

5 昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金及び施行法第五十五条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについては、同年九月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の二 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸

給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一千・二九三を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額について三百七十二万円)をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準により改定する。

(昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の三 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸

給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四

じて得た額(その額が二百九十四万円)

2 第二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十二年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の四 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされることは共済実行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一项及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定)

第八条 昭和四十八年四月から昭和四九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員等の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

2 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一项及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条、第八条の三及び第十条の二において「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という)で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

1 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超える場合は、三百七十二万円)をいう。

2 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額をいう。

3 前項の規定は、昭和四十八年四月から昭和四九年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の七までの規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条及び第八条の三において「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という。)で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十九年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条及び第八条の三において「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という。)で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退

職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定)

第八条の二 昭和四十九年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第四条の九第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二項の規定は、昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十二年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定)

第八条の三 昭和四十九年三月三十一日以前の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前条第一項の規定により第八条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一项及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十三年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定)

第九条 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(第三項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条及び第十条の二において「昭和五十年三月三十一日以前の年金」という。)で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定す

る。

1 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

ものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該新法の俸給年額が六十万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をいう。

三 第四条の九第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十九年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、第四条の九第二項から第五項までの規定に準じて年金の額を改定する。

第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 行政法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条において「昭和五十一年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。)で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

6 第二項の規定は、昭和五十一年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の二 昭和五十一年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

8 第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第一項及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和五十一年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十二年度における昭和五十一年度による年金の額の改定)

第十一条 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(第三項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(次条において「昭和五十一年三月三十一日以前の年金」という。)で、昭和五十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次条に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項

第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合の額。次号において同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額 及び 仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をいう。

三 第一条及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

四 昭和五十一年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十三年度における新法による年金等の額の改定）

第五条 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受けた年金の額の改定について準用する。

六 昭和五十年四月一日から同年五月十四日までの間に新法の退職をした組合員で施行法第五十二条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつたものに係る新法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金（次条において「昭和五十二年三月三十一日以前の年金」という。）で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎となつている組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日（障害年金にあつてはこれを受ける者が退職をした日とし、遺族年金にあつてはこれを受ける者に係る組合員が退職をした日とする。）以後にその額の算定に関する規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定については適用されないこととなるときは、当該規定については、当該給付事由が生じた日において施行されていた規定を適用して算定するものとする。

一 昭和三十五年三月三十一日以前の年金又は昭和四十五年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を第四条の十第一項又は第五条の十第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号又は第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に一千三百円を加えた額（当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額とし、その加えた額のうち仮定新法の俸給年額に係るものについては、四百五十六万円を限度とする。）

二 昭和四十七年三月三十一日以前の年金又は昭和四十八年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を第六条の五第一項又は第七条の四第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)を第八条の三第一項又は第九条の二第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第八条第一項各号又は第九条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は法定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に一千三百円を加えた額(当該仮定新法の俸給年額又は法定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

四 昭和五十一年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は法定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該仮定新法の俸給年額又は法定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・〇七を乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額)

五 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額に一千・〇七を乗じて得た額(当該新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

六 昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金に係る年金四十六万六千五百円を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 三十万円

三 遺族年金(新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第四項、第七項及び第九項において同じ)次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十六万九千円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十一万円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く)並びに六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

二 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

四 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

五 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

六 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち退職年金又は障害年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後 同項の規定に準じてその額を改定する。

七 次の各号に掲げる遺族年金については、第一項から第五項までの規定の適用を受けて改定された額(新法第八十八条の五又は第三項若しくは第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く) 二十七万円

三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十八万円

- 8 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。
- 9 一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円
- 二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円
- 三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く。) 三万六千円
- 10 11 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。
- 12 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
- 13 14 前各項の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金・減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。
- 15 昭和五十二年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金・減額退職年金、障害年金又は遺族年金(新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、第二項から第十項までの規定に準じて年金の額を改定する。
- 16 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 17 第五条の十第五項、第六条の五第五項、第七条の四第五項、第八条の三第五項、第九条の二第五項又は前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項から第十項まで及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。
- (昭和五十四年度における新法による年金等の額の改定)
- 18 第十条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金・減額退職年金・障害年金又は遺族年金(次条において「昭和五十四年三月三十一日以前の年金」という。)で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第二項後段の規定を準用する。
- 19 一 昭和五十三年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合の改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係る新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給について新法第一百条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)
- 20 二 昭和五十二年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合の改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額)
- 21 二 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)
- 22 三 条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金・減額退職年金の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金・減額退職年金の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の俸給年額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)

- 23 24 第十条の四 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金・減額退職年金・障害年金又は遺族年金(次条において「昭和五十四年三月三十一日以前の年金」という。)で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第二項後段の規定を準用する。
- 25 一 昭和五十三年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合の改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係る新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給について新法第一百条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)
- 26 二 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)

職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第十条の五 (昭和五十六年度における新法による年金等の額の改定)

昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次条において「昭和五十五年三月三十一日以前の年金」という。）で、昭和五十六年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十四年三月三十一日以前の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

四 第二十一条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金

当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

四 第二十一条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 2

第十条の六 (昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項及び第五項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の適用を受ける者を除く。）に該当する者（以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整適用者」という。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次条において「昭和五十六年三月三十一日以前等の年金」という。）で、昭和五十七年四月

三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額）に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

四 第二十一条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 3

第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十七年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の六 (昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項及び第五項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の適用を受ける者を除く。）に該当する者（以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整適用者」という。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（次条において「昭和五十六年三月三十一日以前等の年金」という。）で、昭和五十七年四月

三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

一 前二項の規定による改定後の年金額

二 前二項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつている新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が四百六万一千三百九十九円であるとして前二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

三 前二項の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

(昭和五十九年度における新法による年金等の額の改定)

第十一条の七

昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした更新組合員（施行法第二条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十一条第一項各号に掲げる者を除く。）（第三項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした更新組合員（昭和五十九年度の組合員であつた期間及び昭和五十六年度の組合員であつた期間（昭和五十七年一日に引き続く期間に限る。）内において、新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定で昭和五十七年度における改正が行われなかつたものに該当を受けた期間又は当該俸給に係る給与法令の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条、第十条の九、第十五条の七及び第十五条の九において「昭和五十七年度国俸給調整期間」という。）がある者（以下この条、第十条の九、第十五条の七及び第十五条の九において「昭和五十七年度国俸給調整適用者」という。）に限るものとし、第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて

は、

同年三月分以後、その額を、

次に各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法の俸給調整適用者による年金に該当するものを除く。）当該年金の額の算定の基礎となつている新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項又は第十八条号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされ、新法又は旧法の俸給年額とみなし、第一号に掲げる年金については、更に、当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額を当該年金に係る新法第四十二条第二項又は同号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第二条第一項第十七号又は第十八条号に規定する俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額に別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

二 昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するのを除く。）当該年金の額の算定の基礎となつている新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額をそれぞれ当該年金に係る新法の俸給調整適用者の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十七年度国俸給調整適用者による年金 昭和五十七年度国俸給調整期間に係る新法第二条第一項第十九号に規定する俸給に係る給与法令の規定による退職年金（前号に掲げる年金に該当するのを除く。）当該年金の額の算定の基礎となつている新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額をそれぞれ当該年金に係る新法の俸給調整適用者による年金に該当するのを除く。）である衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日において現に支給されているこれらの年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

四 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

五 第一項の規定は公共企業体等の組合が支給する施行法第五十五条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定はこれらの中の年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

六 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十九年度における移行退職年金等の額の改定)

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十七年度国俸給調整適用者による年金 昭和五十七年度国俸給調整期間に係る新法第二条第一項第十五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき施行法第二条第一項第十七号又は第十八条号に規定する俸給の俸給年額又は旧法の俸給年額を掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

四 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

五 第一項の規定は公共企業体等の組合が支給する施行法第五十五条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定はこれらの中の年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

六 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十九年度における移行退職年金等の額の改定)

第十一条の八 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法（施行法第五十五条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の退職をした旧公企体長期組合員（同条第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体长期組合員（昭和五十七年度の旧公企体长期組合員であつた期間及び昭和五十六年度の旧公企体长期組合員であつた期間（昭和五十七年四月一日に引き続く期間に限る。）内において、旧公企体共済法に規定する俸給に係る給与準則（日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第二十条の規定による廃止前の日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十二、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四条及び日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）附則第十一条の規定による廃止前の日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十

号) 第七十二条に規定する給与準則をいう。以下同じ。) の規定で昭和五十七年度における改正が行われなかつたものの適用を受けた期間又は当該俸給に係る給与準則の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内の期間で大藏大臣が定めるもの(以下この条、第十条の十、第十五条の八及び第十条の十において「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条、第十条の十、第十五条の八及び第十五条の十において「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」という。)に係る国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)。以下「統合法」という。)附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する施附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額として算定した額に改定する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その額について年金額の最低保障又は從前額保障に関する統合法附則の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつている統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する施年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額として算定した額に改定する。

二 昭和五十七年三月三十一日以後昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額若しくは旧法の俸給年額(その額について年金額の最低保障又は從前額保障に関する統合法附則の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつている統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額)をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額として算定した額に改定する。

三 32 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金については、適用しない。

(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金については、適用しない。

(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の九

昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限る。)内において、新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用を受けた昭和五十八年度内の期間又は当該俸給に係る給与法令の規定のうつ同法以外のものの規定で同年度における改正が同法の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及び昭和五十七年度の組合員であつた期間及び同年四月一日に引き続く期間に限る。)において、「昭和五十八年度国(の)の俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度国(の)の俸給調整適用者」という。)に限るものとし、次項の規定の適用を受けて、同年四月以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同

項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額が行わなかつたものの適用を受けた期間又は当該俸給に係る給与準則の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条、第十条の十、第十五条の八及び第十条の十において「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条、第十条の十、第十五条の八及び第十条の十において「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」という。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十九号又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給調整適用者の場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給調整適用者の場合においては、第十条の二第一項後段の規定を適用して算定した額に改定する。こ

二 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る年金

当該年金の額を第十条の二第一項後段の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給調整適用者の場合においては、第十条の二第一項後段の規定を適用して算定した額に改定する。

三 32 第一条第六項の規定は、第十条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、第十条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の十

昭和五八年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十七年度の旧公企体長期組合員であつた期間(昭和五八年四月一日に引き続く期間に限る。)内において、「昭和五十八年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整適用者」という。)に限る。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十九号又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給調整適用者の場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給調整適用者の場合においては、第十条の二第一項後段の規定を適用して算定した額に改定する。

二 昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金

当該年金の額を第十条の二第一項後段の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給調整適用者の場合においては、第十条の二第一項後段の規定を適用して算定した額に改定する。

三 32 第一条第六項の規定は、第十条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、第十条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の十一

昭和五八年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十七年度の旧公企体长期組合員であつた期間(昭和五八年四月一日に引き続く期間に限る。)内において、「昭和五十八年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整適用者」という。)に限る。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十九号又は第二十二条第三項に規定する施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給調整適用者の場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給調整適用者の場合においては、第十条の二第一項後段の規定を適用して算定した額に改定する。

二 昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金

当該年金の額を第十条の二第一項後段の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八条号に規定する俸給調整適用者の場合においては、第十条の二第一項後段の規定を適用して算定した額に改定する。

三 32 第一条第六項の規定は、第十条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、第十条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日に

おいて現に支給されているものについて準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金の額を第十三条の八第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度公企体俸給調整期間以外の期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

三 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした昭和五十九年度公企体俸給調整適用者に係る年金 昭和五十九年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八条号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

四 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金について、適用しない。

(昭和四八年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第五十一条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金の改定

二 通算退職年金の仮定俸給 (前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給(その額が、昭和四九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されたいたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額を基礎として、前条第一項第二号の規定の例により算定するものとした場合における通算退職年金の仮定俸給の額より少ないときは、当該通算退職年金の仮定俸給(一・一五三(政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率)を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額)

三 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるわらず、昭和四十九年九月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和五十年改正前の共済法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

四 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の俸給に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律及び昭和四十年法律第一百号の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額を「二」の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額)

三 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるわらず、昭和四十年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和五十年改正前の共済法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

三 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるわらず、昭和四十年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定する。

二 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額を同項の規定により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「昭和五十年改正前の共済法」という)別表第一の二に定める率を乗じて得た額

三 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

四 施行法第五十一条の五の規定により国の組合から支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金で、昭和四八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

五 施行法第五十一条の五第二項の規定により国の組合から支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金で昭和四八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項から第三項までの規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年二月以前の通算退職年金の額の改定)

六 第十一条の二 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和四九年八月三十一日において現に支給されているものについては、同年九月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給 (前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給(その額が、昭和四九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されたいたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額を基礎として、前条第一項第二号の規定の例により算定するものとした場合における通算退職年金の仮定俸給の額より少ないときは、当該通算退職年金の仮定俸給(一・一五三(政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率)を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額)

三 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるわらず、昭和四十九年九月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和五十年改正前の共済法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

三 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

二 前条第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年九月分(同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が昭和四十九年九月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算

額を一百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額（昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金にあっては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその退職の日に施行されたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして昭和四十年法律第一百一号の規定及び第五条から第五条の六までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定により第五条第一項第一号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額を算定し、その額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）を十二で除して得た額より少いときは、その除して得た額）をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

三 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については同項の規定にかかるず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

三 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金で、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・二九三」とあるのを「別表第七の上欄に掲げる退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、前項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5 前条第四項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項、第二項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

6 前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十五年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金に限る。）については、昭和五十一年一月分（その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項及び第四項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

第十三条の四 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合

額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のい

ずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に一百四十を乗じて得た額

三 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十二条の四第一項第二号」と、「前項」におけるのは「第十二条の四第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の四第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

四 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。こ

の場合は「前条第一項」と、第一項第二号中「前条第二項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「第十二条の四第一項」とあるのは「第十二条の四第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定す

る。

五 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第一項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、第一項第二号中「三十九万六千円」とあるのは「前条第一項」と、第二項中「昭和五十一年八月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、第一項の四第四項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定す

る。

六 前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分（その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項及び第二項又は第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

7 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項又は第五項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十二年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金又は通算遺族年金の額の改定）

第十四条の五 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合

算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（同条第三項の規定の適用を受ける通算退職年金にあっては、同項の規定により読み替えられた同条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給）に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十

二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に改定する。

- 2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十一条の五第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十一条の五第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十一条の五第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。
- 3 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十二年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。
- 4 前条第七項の規定の適用を受ける年金（当該年金に係る通算遺族年金を含む。）で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前条三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。
- （昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定）
- 第十二条** 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金（次条から第十二条の四までにおいて「昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについては、同年九月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
- 一 二十四万円
- 二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給（その額が、昭和四九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求めた場合におけるその俸給の額より少ないとときは、当該俸給）に一・一五三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する。
- 3 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「昭和五十年七月分」と、「前項第一号」とあるのは「第十二条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十二条の三第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の三第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。
- 4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十年七月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「第十二条の三第一項」とあるのは「第十二条の三第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。
- （昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定）
- 第十二条の二** 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定
- （昭和五十二年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）
- （昭和五十年度における昭和四十九年九月分）と、「前項第二号」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項に」とあるのは「第十二条の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十二条の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。
- 一 二十四万円
- 二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額に改定する。
- 3 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十二条の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の四第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

- 4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十年七月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「第十二条の三第一項」とあるのは「第十二条の三第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。
- （昭和五十年度における昭和四十九年九月分）と、「前項第二号」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項に」とあるのは「第十二条の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十二条の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。
- 一 三十九万六千円
- 二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額に二百四十を乗じて得た額を十二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分の十に相当する。
- 3 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十二条の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の四第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和四八年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十二年三月三十
一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年
金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額
の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金（当該年金に係る通算遺族年金を含む。）で、昭和五十
二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前
三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年度における昭和四八年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第十三條 昭和四八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合
員に係る新法の規定による通算退職年金（次条及び第十三条の三において「昭和四十九年三月三
十一日」）

十一日以前の通算退職年金」という)で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に一・一九三を乗じて得た額）。

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和

五十年八月分」と、「前項第一号」とあるのは「第十三条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十三条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 3
施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち、政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給され

ているものにあつては同年八月分以後、同年八月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところによる。

（昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定）
第十三条の二 昭和四十九年三月三十日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において
ところにより改定する。

て現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

二 一 三十三万九千六百円
二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗

じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる奉給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄

に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十一条の二第一項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十三条の二第一項第二号」と、「前項に」と

3 あるのは「第十三条の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。
昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」とする。

年八月分」と、「第十三条の二第一項」とあるのは「第十三条の二第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分（その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十二年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十三條の三 昭和四十九年三月三十日以前の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定

いて現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円
二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・〇六
二・九三乗して得る額を二・二・三三五乗して得る額と同一額とする。）の二分の一を当該

七を乗して得た額は二千三百円を十二で除して得た額を加えた額をいのうの千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十二年四月分」と、「前項第一号」とあるのは「第十三条の三第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十三条の三第一項一二」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条の三第一項一二」とある。

項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金（並請年金に係る通算退職年金を含む）で、昭和五十二年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金の額の改定)
第十四条 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員
に係る所定の見定による通算賃金年金（第三項及び次条に於いて「昭和五十一年三月三十一日以前

は依る新法の規定に、(前述算出職年金(第二回)及びて次回において一時和五一年三月三一日以前の通算退職年金)といふ。で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当

該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、
月三日を二月三日として）を乗じて同二品。

その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十一条の「第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第一号」とあるのは「第十四条第一項第一号」と、「前項に」とあるのは「第十四条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十四条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十四条第一項」とあるのは「第十四条第三項において読み替えた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものにあつては同年七月分以後、同年七月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十二年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十四条の二 昭和五十年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十四条の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十四条の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十四条の二第一項及び同条第二項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金（当該年金に係る通算遺族年金を含む。）で、昭和五十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十二年度における昭和五十年四月以後の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

3 五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

4 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十二年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

（昭和五十二年度における昭和五十年四月以後の通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の二 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五条の二第一項に」と、「昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二）と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の二第一項及び同条第二項において読み替えた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十三年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 第十二条の五第四項、第十二条の四第四項、第十三条の三第四項、第十四条の二第四項又は前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されている

ものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を三百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十六万二千百三十二円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイヤ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職

年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

三 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイヤ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職

年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

四 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十五条の三第一項に」と、「昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年四月分」と、「前項」とあるのは「第十五条の三第一項に」と、「昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年四月分」と、「前項」とあるのは「第十五条の三第一項に」と、「昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二」と、「前項」とあるのは「第十五条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

五 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

六 前条第四項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

七 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第十五条の四第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

八 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年五月三十日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

九 前条第四項の規定は、第四項の規定の適用を受ける者を除く。に係る新法の規定による通算退職年金（以下この条において「昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る組合員」といいう。）で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイヤ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に三百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職

年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にそ

の額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額（退職をした日における当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に係る新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給について新法第一百条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額をえた金額）を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

三 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイヤ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職

年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

四 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十五年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十五条の四第一項に」と、「昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年四月分」と、「前項」とあるのは「昭和四十二年四月分」と、「前項」とあるのは「第十五条の四第一項に」と、「昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二」と、「前項」とあるのは「第十五条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

五 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

六 前条第四項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

七 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第十五条の四第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

八 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年五月三十日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

九 前条第四項の規定は、第四項の規定の適用を受ける者を除く。に係る新法の規定による通算退職年金（以下この条において「昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る組合員」といいう。）で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額（その加えてロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつている俸給に十二を乗じて得た額の通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつている俸給に十二を乗じて得た額の額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額（その加えて得た額を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

二 前項の規定によりその額を改定すべき通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十一日以前に新法の退職をした者においては、その者につき計算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる額を超えることとなるときは、その者に係る通算退職年金の額は、同項中「一月数を乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得た額」に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）を乗じて得た額として、同項の規定を適用する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た額

二 前項の規定により改定された通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の共済法別表第二の二）に定める率を乗じて得た額

一 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

4 昭和五十五年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十六年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 前各項の規定は、前条第七項の規定の適用によりその額を改定するものとした場合の改定年金額を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定する。

（昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第五項の規定の適用による改定後年金額の百分の五十に相当する額に改定する。）及び同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものについて準用する。

（昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額に十二を乗じて得た額に

の額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額（その加えて得た額を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額）

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る通算退職年金 奉給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給に掲げる率を別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額（その加えて得た額を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額）

二 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「次条第一項の」と「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前条第二項第一号」と「前項第二号」とあるのは「次条第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十六年三月三十一日以前等の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 第一条及び第二項の規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつている第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定後の年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定俸給に係る部分の額とこれらとの規定による改定後の年金額とした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金については、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつている俸給）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額（その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額）の支給を停止する。

5 第一項及び第二項の規定による改定後の年金額

二 第一項及び第二項の規定による改定後の年金額に係る第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額が三十四万六千八百六十六円であるとして同項及び第二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

前各項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

（昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

二 通算退職年金の仮定俸給（昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十六年三月三十一日以前等の通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金（イに掲げる通算退職年金に該当するものを除く。）当該通算退職年金の額の算定の基礎となつている俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ハ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十七年度国に俸給調整適用者に係る通算退職年金 昭和五十七年度国に俸給調整適用者に係る通算退職年金に該当するものとみなして前二項の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額

第十五条の五第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の七第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の五第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の七第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の七第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、公企業体等の組合が支給する施行法第五十一条の四第二号に規定する通算退職年金又は通算遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

（昭和五十九年度における移行通算退職年金及び移行通算遺族年金の額の改定）

第十五条の八 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企業体共済法の退職をした旧公企業体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業体共済法の退職をした旧公企業体長期組合員（昭和五十七年度公企業体俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算退職年金（統合法附則第二十条第三項に規定する移行通算退職年金をいう。以下同じ。）については、昭和五十九年四月分以後、その額を、当該移行通算退職年金とみなして前各項の規定によりそなへんに規定する沖縄の共済法の規定による通算退職年金又は通算遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

（昭和五十九年度における移行通算退職年金及び移行通算遺族年金の額の改定）

第十五条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（昭和五十八年度国に俸給調整適用者に限る。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。）で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二百二十四円

二 移行通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該移行通算退職年金の区分に応じそれぞれゼイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企業体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 当該移行通算退職年金の額の算定の基礎となつている統合法附則第十八条第三項に規定する公企業体基準俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十

するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業体共済法の退職をした昭和五十七年度公企業体俸給調整適用者に係る移行通算退職年金 昭和五十七年度公企業体

2 債給調整期間に係る旧公企業体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企業体基準俸給年額を十二で除して得た額

3 前項の規定によりその額を改定すべき移行通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十日以前に旧公企業体共済法の退職をした者である場合においては、その者につき計算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えることとなるときは、その者に係る移行通算退職年金の額は、同項中「月数を乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得た額に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないとときは、百分の八十）を乗じて得た額」として、同項の規定を適用する。

一 前項第二号に規定する移行通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、旧公企業体組合員期間に応じ旧公企業体共済法別表第三に定める日数を乗じて得た額

二 前項の規定により改定された移行通算退職年金の額に、旧公企業体共済法の退職の日ににおける年金に応じ旧公企業体共済法別表第三の二（当該退職の日が昭和五十一年九月三十日以前の日であるときは、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十二年法律第三百三十四号）別表第三の二）に定める率を乗じて得た額

一 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

二 統合法附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる新法第七十九条の二、第五項の規定に該当する移行通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、当該移行通算退職年金の額とする。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企業体共済法の退職をした旧公企業体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業体共済法の退職をした旧公企業体長期組合員（昭和五十七年度公企業体俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算遺族年金（統合法附則第二十三条第四項に規定する移行通算遺族年金をいう。以下同じ。）については、昭和五十九年四月分以後、その額を、当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして前各項の規定によりそなへんに規定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

二 前項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

（昭和六十年度における通算退職年金及び通算遺族年金の改定）

第十五条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（昭和五十八年度国に俸給調整適用者に限る。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。）で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれゼイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十五条の七第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 昭和五十七年度国に俸給調整適用者の昭和五十七年度国に俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与

法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度国の俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額（その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円）ハ昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度国の俸給調整適用者に係る通算退職年金昭和五十九年度国の俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額（その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円）

第十五条の五第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の九第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の五第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の九第一項第二号」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五条の九第一項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

昭和五十九年三月三十一日以前等の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和六十一年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

前三項の規定は、第十五条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一项から第三項までの規定は、第十五条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該昭和六十年度における移行通算退職年金及び移行通算遺族年金の改定（昭和五十九年三月三十一日以前等の通算退職年金及び移行通算遺族年金）とあるのは「第十五条の十第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の十第一項第二号」と、同条第四項中「前三项」とあるのは「第十五条の十第一項の規定、同条第二項において読み替えられた第二項の規定及び同条第三項」と読み替えるものとする。

昭和五十九年三月三十一日以前等の移行通算退職年金に係る移行通算遺族年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

6 第十六条 第一条の八から第一条の十七まで、第二条の八から第二条の十七まで、第三条の八から第三条の十七まで、第四条の八から第四条の十まで、第五条の八から第五条の十まで、第六条の三から第六条の五まで、第七条の二から第十条の十まで、第十二条の三から第十二条の五まで及び第十二条の二から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）
（端数計算）

第七十条 第一条から第十五条の十までの規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 第一条から第三条の十六第一項まで及び第三条の十七第一項の規定による年金額の改定により增加する費用は、国が負担し、第三条の十六第二項及び第三条の十七第二項の規定による年金額の改定により増加する費用は、公共企業体等（新法第二条第一項第七号に規定する公共企業体等をいう。以下同じ。）が負担する。

二 第四条から第十五条の七まで及び第十五条の九の規定による年金額の改定により增加する費用（次号及び第四号に掲げる費用を除く。）のうち、施行法第十一条第一項第四号（施行法第四十二条において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国が負担し、同号の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第九十九条第一項第二号、第三項及び第五項、第一百二十五条並びに第二百二十六条第二項の規定（第四号において「費用負担規定」という。）の例による。

三 第四条から第十条の七まで及び第十条の九の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による障害年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国が負担する。

四 第十条の七第五項、第十条の八、第十条の九第四項、第十条の十、第十五条の七第五項、第十五条の八、第十五条の九第五項及び第十五条の十の規定による年金額の改定により増加する費用のうち、旧公企体共済法の施行の日以後の旧公企体長期組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、公共企

業体等が負担し、同日以後の旧公企体長期組合員であつた期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、費用負担規定の例による。

(政令への委任)

第十八条 前各条に定めるもののほか、第一条から第十五条の十までの規定による年金の額の改定その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十条、第二十七条及び第四十一条第一項の改正規定並びに附則第七条及び附則第九条から附則第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整)

第二条 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に関する経過措置)

第三条 施行法第一条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。次条、附則第九条及び附則第十条において「更新組合員等」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第八十三号第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。)附則第二十四条の九及び施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第五百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付

事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、新法

若しくは施行法の規定による退職一時金、障害一時金又は遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)又は

その遺族である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(新法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

第四条 前条の規定は、更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第八十三条第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)第十条の二及び施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金の額を改定すべきこととなるときについて準用する。

附 則 (昭和四三年五月三一日法律第八一号) 抄

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一六日法律第九二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五五年五月二六日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二二日法律第八二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月二十四日法律第六二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二十五日法律第九四号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月三日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月七日法律第五八号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五一年六月七日から施行する。

附 則 (昭和五二年六月七日法律第六四号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五一年六月七日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月三一日法律第五八号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五三年五月三日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第七二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第七二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一月一日法律第七二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五五年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月三日法律第五九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五六年六月三日から施行する。

附 則 (昭和五七年六月三日法律第五九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五七年六月三日から施行する。

附 則 (昭和五八年六月三日法律第五九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五八年六月三日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月三日法律第五九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五九年六月三日から施行する。

附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定、公布の日

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下この項において「改正後の年金額改定法」という。）第一条の規定による第二項、第一条の十二、第二条第五項、第二条の十二、第三条の十二、第七項、第一条第一項及び第五項、第十条の二第一項、第十条の三、第十五条の三から第十七条まで、別表第一の十五、別表第三の十五、別表第四の十七並びに別表第九の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第一百条第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三十三条及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条第一項の規定並びに附則第九条、第十八条及び第十九条の規定 昭和五十四年四月一日

二 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第一項から第六項まで及び第九项、第二条の十二の二、第三条の十二の二並びに別表第四の十八の規定、改正後の法第八十八条の五第一項の規定、改正後の施行法第十一条第二項及び第六项、第二十二条第二項及び第五项、第三十一条第二項及び第四项並びに第四十五条第二項及び第六项の規定並びに附則第八条及び第十六条第一項の規定 昭和五十四年六月一日

三 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第七項及び第八項の規定、改正後の施行法第十一条の規定並びに第七项、第二十二条第三項、第三十一条第三項及び第五项並びに第四十五条第七項（退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置）の規定並びに附則第十六条第二項及び第二十一条の規定 昭和五十四年十月一日

第十八条 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた国家公務員共済組合法（以下この条において「法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下この条及び附則第二十一条において「施行法」という。）の規定によりこれららの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき法第八十八条の五（施行法において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

イ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 口 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円 ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

二 法の規定による障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

三 ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

一 法の規定による遺族年金（法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）第三項、第六项、第八项及び第十项において同じ。）次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者は又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十八万九百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 八十八万七千三百円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十九万九百円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十九万九百円

二 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

二 遺族である子が一人いる場合 七万二千円

二 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十二万三千五百円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十九万九百円

- 二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）三十一万五千円
- 三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 二十二万円
- 7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいづれに該するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。
- 一 遺族である子が一人いる場合 六万円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）四万八千円
- 8 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同年以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。
- 9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。
- 10 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金（第一項第三号ニからヘまでに掲げる年金に限る。）の額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、同項の規定にかかるらず、同年十月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。
- 一 法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの四十二万円
- 二 実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）三十一万五千円
- 三 実在職の期間が九年未満のもの 二十二万円
- 11 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。
- 12 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。
- 13 昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。
- 14 前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十七条第二号の規定による。
- （政令への委任）
- 第二十二条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附 则**（昭和五五年五月三一日法律第七四号）抄
(施行期日等)
- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 及び二 略
- 三 第一条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の十二の二の次に一条を加える改正規定（同法第一条の十三第九項及び第十項に係る部分に限る。）厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一

一条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日

2 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の七第二項、第一条の十三第一項から第五項まで、第十二項、第十五回及び第十八項から第二十項まで、第二条第五項、第二条の二第三項、第二条の十三第一項から第七項まで及び第十二項から第十四項まで、第三条の十三、第四条第一項及び第五項、第十条の三第一項、第十条の四、第十一条の四から第十七条まで、別表第一の十六、別表第三の十六、別表第四の十九並びに別表第十の規定、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第一百条第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条の二、第二十四条の二第一項、第三十三条、第四十五条の二及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条第一項の規定並びに次条、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 则（昭和五五年一〇月三一日法律第八二号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（昭和五五年一月二六日法律第八八号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（昭和五六年一月二六日法律第八八号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（昭和五六年五月三〇日法律第五五号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（昭和五六年五月三〇日法律第五五号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（昭和五七年五月二五日法律第五六号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则（昭和五七年七月一六日法律第六六号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 则（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。）に満たないときは、統合法附則の規定にかかわらず、昭和五十九年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。

（費用の負担）

第六条 改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前二条の規定の適用により増加する長期給付に要する費用の負担について準用する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年六月七日法律第四九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（昭和五十八年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例）

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法（国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）をした者（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。）に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金（以下この条において「移行年金」という。）の額（第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第十条の十の規定の適用があつた場合には、同条による改定後の年金額）が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。）に満たないときは、統合法附則の規定にかかわらず、昭和六十年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。

2 改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前項の規定の適用により増加する長期給付に要する費用の負担について準用する。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一（第一条、第二条、第三条、第四条、第五条関係）

昭和四十年法律第一百一号別表第一の仮定俸給

昭和四十一年仮定俸給

（費用の負担）

九、四六〇 円

九、七二〇 円

九、九五〇 円

九、八三〇 円

九、八〇〇 円

九、五〇〇 円

九、八四〇 円

九、三三〇 円

九、二二〇 円

九、一〇〇 円

九、〇八〇 円

九、〇七〇 円

九、〇六〇 円

九、〇五〇 円

九、〇四〇 円

九、〇三〇 円

九、〇二〇 円

九、〇一〇 円

九、〇〇〇 円

八、九〇〇 円

八、八〇〇 円

八、七〇〇 円

八、六〇〇 円

八、五〇〇 円

八、四〇〇 円

八、三〇〇 円

八、二〇〇 円

八、一〇〇 円

八、〇九〇 円

八、〇八〇 円

八、〇七〇 円

八、〇六〇 円

八、〇五〇 円

三三、三六〇	三六、六九〇	三八、〇六〇	一〇、四六〇	一一、八一〇	一二、四一〇	一〇、八三〇	一一、三五〇	一二、三八〇	一二、九八〇	一三、五七〇	一四、一八〇	一五、七六〇	一六、二五〇	一七、七八〇	一八、八六〇	一九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、一二〇	一〇、二六〇	一三、三七〇	一四、一〇〇	一五、九〇〇	一六、六六〇	一四、五三〇	一七、九〇〇	一八、一〇〇	一九、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
三四、六〇〇	三四、六〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四一、九三〇	四一、九三〇	四三、一二〇	四三、一二〇	四一、九三〇	四一、九三〇	四二、二七〇	四二、二七〇	四三、一二〇	四三、一二〇	四一、九三〇	四一、九三〇	四二、三九〇	四二、三九〇	四三、一二〇	四三、一二〇	四四、五三〇	四四、五三〇	四五、四一〇	四五、四一〇	四六、六三〇	四六、六三〇	四五、四一〇	四五、四一〇	四七、〇四〇	
五六、〇七〇	五六、〇七〇	五〇、八七〇	五〇、八七〇	四八、三一〇	四八、三一〇	四五、七四〇	四五、七四〇	四三、六四〇	四三、六四〇	三八、〇六〇	三八、〇六〇	三三、一二〇	三三、一二〇	三二、九六〇	三二、九六〇	三四、六一〇	三四、六一〇	三二、九六〇	三二、九六〇	三一、一〇〇	三一、一〇〇	二九、〇八〇	二九、〇八〇	二八、一二〇	二八、一二〇	二七、四四〇	二七、四四〇	二六、七四〇	二六、七四〇
九〇、五二〇	九〇、五二〇	九〇、五二〇	九〇、五二〇	八八、九八〇	八八、九八〇	八七、五〇〇	八七、五〇〇	八六、三二〇	八六、三二〇	八四、六九〇	八四、六九〇	八二、九八〇	八二、九八〇	七九、六八〇	七九、六八〇	七五、四四〇	七五、四四〇	七二、四三〇	七二、四三〇	六六、九〇〇	六六、九〇〇	六八、一七〇	六八、一七〇	六九、六七〇	六九、六七〇	六二、七八〇	六二、七八〇	五六、八四〇	
九〇、四六〇	九〇、四六〇	九〇、四六〇	九〇、四六〇	八八、九八〇	八八、九八〇	八七、五〇〇	八七、五〇〇	八六、三二〇	八六、三二〇	八四、六九〇	八四、六九〇	八二、九八〇	八二、九八〇	七九、六八〇	七九、六八〇	七五、四四〇	七五、四四〇	七二、四三〇	七二、四三〇	六六、九〇〇	六六、九〇〇	六八、一七〇	六八、一七〇	六九、六七〇	六九、六七〇	六二、七八〇	六二、七八〇	五六、八四〇	
九〇、二七〇	九〇、二七〇	九〇、二七〇	九〇、二七〇	一一、二〇〇	一一、二〇〇	一〇、八五〇	一〇、八五〇	一〇、三三〇	一〇、三三〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	九、七二〇	九、七二〇	九、四六〇	九、四六〇	九、五〇〇	九、五〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇	九、七二〇	九、七二〇	九、四六〇	九、四六〇	八八、九八〇	八八、九八〇	八八、九八〇	八八、九八〇	八九、五四〇	

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる昭和四十年法律第一百一号別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給（以下「仮定俸給等」という。）の額が八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の二（第一条、第二条、第四条、第四条の二関係）

別表第一の仮定俸給	仮定俸給
四八、九八〇	四六、六三〇
四四、二八〇	四三、一二〇
四六、六三〇	四一、九三〇
四四、二八〇	三四、〇六〇
四五、四四〇	四五、七四〇
五六、〇七〇	五〇、八七〇

四九、四六〇	五三、九五〇	一六、一四〇
五一、三三〇	五五、九九〇	一七、七四〇
五三、六八〇	五六、五六〇	一八、八六〇
五六、〇三〇	六一、一三〇	一七、二二〇
五九、八五〇	六三、六八〇	一八、二五〇
六一、四三〇	六五、二九〇	一九、四八〇
六四、四六〇	六七、〇一〇	二〇、一五〇
六九、〇六〇	七〇、三二〇	二一、二〇〇
七〇、五六〇	七三、六六〇	二二、七六〇
七三、五九〇	七五、三四〇	二三、五一〇
六九、六八〇	七六、九七〇	二四、三二〇
七六、六三〇	七七、〇八〇	二五、一三〇
七九、六八〇	八〇、二八〇	二六、七九〇
七四、九八〇	八一、八〇〇	二七、六三〇
七六、六三〇	八三、六〇〇	二八、四四〇
七九、六八〇	八六、九二〇	二九、〇七〇
七四、九八〇	九〇、五四〇	二三、五七〇
八二、九八〇	九二、三九〇	二四、九二〇
八四、六九〇	九四、一五〇	二五、二七〇
八六、三一〇	九六、〇〇〇	二四、四五〇
八八、〇〇〇	九七、七八〇	二六、二九〇
八九、六三〇	一〇一、三九〇	二七、六六〇
九二、九四〇	一〇五、〇〇〇	二九、一七〇
九六、二五〇	九七、七八〇	三〇、四九〇
九七、八八〇	一〇六、七八〇	三一、七三〇
九九、五七〇	一〇八、六二〇	三二、三四〇
備考		
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一一〇分の一〇〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。		

別表第一の三（第一条の二、第二条の二、第四条の二関係）

別表第一の二の仮定俸給	仮定俸給	円
一〇、三二〇	一二、四五〇	一〇、三二〇
一〇、六〇〇	一二、七九〇	一〇、六〇〇
一〇、八五〇	一三、〇九〇	一〇、八五〇
一一、二〇〇	一三、五二〇	一一、二〇〇
一一、八一〇	一三、七七〇	一一、八一〇
一二、三八〇	一四、二五〇	一二、三八〇
一二、九八〇	一四、九四〇	一二、九八〇
一三、五七〇	一五、六七〇	一三、五七〇
一四、一八〇	一六、三八〇	一四、一八〇
一四、七七〇	一七、一一〇	一四、七七〇
一五、三七〇	一八、五五〇	一五、三七〇
一五、七六〇	一九、〇二〇	一五、七六〇
七三、六六〇	六七、〇一〇	六七、〇一〇
七〇、三二〇	六五、二九〇	六五、二九〇
七三、六六〇	六三、六八〇	六三、六八〇
六七、〇一〇	六一、一三〇	六一、一三〇
八八、八八〇	五八、五六〇	五八、五六〇
八八、八八〇	五五、九九〇	五五、九九〇
八八、八八〇	五三、四五〇	五三、四五〇
八八、八八〇	五四、八七〇	五四、八七〇
八八、八八〇	四八、三一〇	四八、三一〇
八八、八八〇	四一、〇四〇	四一、〇四〇
八八、八八〇	三九、五六〇	三九、五六〇
八八、八八〇	三七、〇九〇	三七、〇九〇
八八、八八〇	三一、二五〇	三一、二五〇
八八、八八〇	二九、〇九〇	二九、〇九〇
八八、八八〇	二五、七七〇	二五、七七〇
八八、八八〇	二一、八〇〇	二一、八〇〇
八八、八八〇	一七、八三〇	一七、八三〇
八八、八八〇	一八、五五〇	一八、五五〇
八八、八八〇	一九、〇二〇	一九、〇二〇

七五、三四〇		九〇、九一〇	二六、一六〇		二八、四五〇	
七六、九七〇		九二、八八〇	二六、七九〇		二九、一三〇	
八〇、二八〇		九六、八八〇	二七、六三〇		三〇、〇五〇	
八一、八〇〇		九八、七一〇	一〇九、二四〇		三三、一六〇	
八三、六〇〇		一〇〇、八八〇	一〇九、二四〇		三四、五〇〇	
八六、九二〇		九八、七一〇	一〇九、二四〇		三六、二九〇	
九〇、五三〇		一〇〇、八八〇	一〇九、二四〇		三八、二八〇	
九二、三九〇		九六、八八〇	三〇、〇七〇		三三、七〇〇	
九四、一五〇		一〇三、六一〇	二七、七三〇		二八、四四〇	
九六、〇〇〇		一一五、八四〇	三一、七三〇		三〇、四九〇	
九七、七八〇		一一七、九九〇	三三、三八〇		二八、四四〇	
一〇一、三九〇		一二二、三四〇	三五、二〇〇		三〇、〇七〇	
一〇五、〇〇〇		一二六、七〇〇	三五、二〇〇		二七、六三〇	
一〇六、七八〇		一二八、八五〇	三七、〇一〇		二六、七九〇	
一〇八、六二〇		一三一、〇七〇	三八、二九〇		二六、一六〇	
備考 年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一二〇分の一四四・八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。						
別表第一の四（第一条の三、第二条の三、第三条の四、第四条の三関係）						
別表第一の三の仮定俸給	仮定俸給	円	円	円	円	円
一二、四五〇	一三、五四〇	一二、七九〇	一三、九一〇	一二、七九〇	一三、五四〇	一二、七九〇
一三、〇九〇	一四、二三〇	一三、五二〇	一四、七〇〇	一三、七七〇	一四、二三〇	一三、七三〇
一五、六七〇	一四、二五〇	一四、九四〇	一四、九八〇	一六、二五〇	一五、五四〇	一五、一九〇
一八、五五〇	一六、三八〇	一七、八三〇	一八、六一〇	一七、八一〇	一六、三八〇	一五、二〇〇
一九、〇二〇	一七、一一〇	一九、〇二〇	一九、三八〇	一九、三八〇	一七、一一〇	一九、〇二〇
二〇、〇一〇	一九、四八〇	二一、七六〇	二〇、六八〇	二〇、六八〇	一九、〇二〇	二〇、〇一〇
二一、四一〇	二一、七七〇	二二、五八〇	二二、六八〇	二二、六八〇	二一、七七〇	二一、四一〇
二三、五一〇	二三、七六〇	二三、九五〇	二三、二八〇	二三、二八〇	二三、七六〇	二三、五一〇
二四、三二〇	二五、五七〇	二四、七五〇	二三、二八〇	二三、二八〇	二四、七五〇	二四、三二〇
二五、一三〇	二六、四四〇	二七、三三〇				
二七、三三〇						
一〇九、二四〇	一〇〇、八八〇	九八、七一〇	九〇、九一〇	九二、八八〇	九六、八八〇	一〇九、二四〇
一一一、四八〇						
一一三、六一〇						
二二三、五五〇	一一八、八〇〇	一一四、〇六〇	一〇九、七〇〇	一〇七、三四〇	一〇五、三五〇	一〇九、二四〇
二二二、二四〇						

一一五、八四〇	一一五、九八〇
一一七、九九〇	一二八、三二〇
一二三、三四〇	一三三、〇五〇
一二六、七〇〇	一三七、七八〇
一二八、八五〇	一四〇、一三〇
一三二、〇七〇	一四一、五三〇
備考	
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定俸給の額が一二、四五〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（二〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。	
別表第一の五（第一条の四、第二条の四、第四条の四関係）	
別表第一の四の仮定俸給	仮定俸給
円	円
一三、五四〇	一三、八二〇
一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇
一四、二五〇	一四、五〇〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇
一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇
一九、六八〇	一九、七八〇
一九、七〇〇	二〇、五九〇
二〇、一八〇	二〇、五一〇
二〇、六八〇	二〇、六二〇
二一、七六〇	二一、六二〇
二二、五八〇	二二、六二〇
二三、二八〇	二三、七七〇
二三、九五〇	二四、四五〇
二四、七五〇	二六、〇九〇
二五、五四〇	二五、二六〇
二六、四四〇	二六、〇九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇
二九、一三〇	二九、〇三〇
二九、四五〇	二九、七四〇
三〇、〇五〇	二九、六八〇
三〇、九三〇	三一、五七〇
三二、七〇〇	三三、三八〇
三三、一六〇	三三、八四〇
三四、五〇〇	三五、二二〇
三四、二九〇	三七、〇八〇
三六、二八〇	
三八、二八〇	
三九、〇八〇	

三九、二八〇	四〇、一〇〇
四〇、二五〇	四一、〇八〇
四一、六四〇	四二、五〇〇
四二、四四〇	四三、三二〇
四四、八〇〇	四五、七三〇
四五、九七〇	四六、九二〇
四五、九三〇	五二、六二〇
五六、四五〇	五三、五六〇
五六、九一〇	五一、九八〇
五六、五三〇	五二、九八〇
五六、四八〇	五三、六二〇
五六、二七〇	五六、一六〇
六〇、〇三〇	五六、四五〇
六一、七三〇	六四、七〇〇
六三、三九〇	六三、〇〇〇
六六、七六〇	六八、一三〇
七〇、一三〇	七一、五八〇
七〇、八〇〇	七二、二六〇
七三、四七〇	七四、九九〇
七六、八四〇	七八、四三〇
八〇、二三〇	八一、八八〇
八三、五七〇	八五、二九〇
八五、六八〇	八七、四五〇
八七、九三〇	八九、七五〇
九二、二八〇	九一、八八〇
九六、六六〇	九八、六六〇
九八、八七〇	一〇〇、九一〇
一〇一、〇〇〇	一〇〇、九七〇
一〇五、三五〇	一〇三、〇九〇
一〇七、五四〇	一〇七、五三〇
一〇九、七〇〇	一〇九、五七〇
一一一、〇六〇	一一〇、九一〇
一一四、〇六〇	一一〇、九八〇
一二一、二四〇	一二一、九八〇
一二三、五五〇	一二六、二六〇
一二五、九八〇	一二六、四二〇
一二八、三三〇	一二六、一一〇
一二九、〇五〇	一二六、一〇〇
一三三、〇五〇	一二六、一〇〇
一三七、七八〇	一二八、五八〇
一四〇、一三〇	一二九、九七〇
一四二、五三〇	一三〇、九八〇
一四五、四八〇	一三五、八〇〇
一四〇、六三〇	一四三、〇三〇
一四五、四八〇	
備考	

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五分の一・一一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の六（第一条の四、第二条の四、第四条の四関係）

別表第一の四の仮定俸給	仮定俸給	別表第一の四の仮定俸給	仮定俸給
円	円	円	円
一三、五四〇	一四、九八〇	一三、九一〇	一五、三九〇
一四、二三〇	一五、七五〇	一四、七八〇	一六、二六〇
一四、九八〇	一六、五七〇	一五、五〇〇	一七、一四〇
一六、二五〇	一七、九八〇	一六、二八〇	一八、六一〇
一七、〇四〇	一八、八五〇	一七、八一〇	一九、三八〇
一七、八一〇	一九、七〇〇	一七、七八〇	二〇、一八〇
一八、六八〇	二〇、五四〇	一九、五六〇	二一、七六〇
一九、五六〇	二一、四四〇	二〇、六八〇	二二、三三〇
二〇、六八〇	二二、八八〇	二一、五七〇	二三、四三〇
二一、七六〇	二三、四五〇	二二、二八〇	二四、九八〇
二二、五八〇	二四、〇八〇	二三、二八〇	二五、七七〇
二三、二八〇	二五、五〇〇	二四、五八〇	二六、五四〇
二一、一八〇	二六、五〇〇	二五、五七〇	二七、三三〇
二二、一三〇	二七、三八〇	二六、五〇〇	二八、二八〇
二三、一三〇	二八、二八〇	二七、三八〇	二九、二六〇
二四、一三〇	二九、二六〇	二八、二八〇	二九、二六〇
二五、五七〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
二六、四四〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
二七、三三〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
二八、四五〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
二九、一三〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三〇、〇五〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三〇、九三〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三二、七〇〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三三、一六〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三四、五〇〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三六、二九〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三八、二八〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
三九、二八〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四〇、二五〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四一、六四〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四二、四四〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四三、四七〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四四、五三〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四五、二五〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四五、八〇〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四五、九七〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
四七、一八〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
五二、二〇〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
五〇、八六〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
五〇、五七〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
五一、七五〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
一四、九八〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
一五、三九〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
一六、九四〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇
一七、三四〇	二九、二六〇	二九、二六〇	二九、二六〇

備考	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五分の一・一二〇三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。	別表第一の七（第一条の五、第二条の五関係）	別表第一の六の仮定俸給	別表第一の六の仮定俸給
円	円	円	円	円
一四、九八〇	一四、九八〇	一四、九八〇	一四、九八〇	一四、九八〇
一五、三九〇	一五、三九〇	一五、三九〇	一五、三九〇	一五、三九〇
一六、九四〇	一六、九四〇	一六、九四〇	一六、九四〇	一六、九四〇
一七、三四〇	一七、三四〇	一七、三四〇	一七、三四〇	一七、三四〇

二五、一九〇	三一、〇八〇	一一七、七四〇
二五、八〇〇	三一、八三〇	一二〇、四三〇
二六、五一〇	三二、七一〇	一二三、〇四〇
二七、五〇〇	三三、九四〇	一二八、三四〇
二八、三七〇	三五、〇一〇	一三〇、七七〇
二九、一八〇	三六、〇〇〇	一三三、六四〇
三〇、一五〇	三七、二一〇	一三八、九四〇
三一、一四〇	三八、四三〇	一四四、七二〇
三二、一二〇	三九、七六〇	一四五、七一〇
三三、二九〇	四一、〇九〇	一五六、五一〇
三四、六六〇	四二、七六〇	一五六、三一〇
三五、五〇〇	四三、八一〇	一五六、三一〇
三六、六一〇	四五、一八〇	一六二、〇八〇
三七、六八〇	四六、四九〇	一六七、八五〇
三九、八三〇	四九、一四〇	一七〇、七〇〇
四〇、三八〇	四九、八四〇	一七三、六三〇
四一、〇四〇	五一、八七〇	一二四、二五〇
四四、二二〇	五四、五七〇	備考
四六、六四〇	五七、五四〇	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ）。をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、昭和四十七年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額をそれぞれこの表の仮定俸給とする。
四七、八六〇	五九、〇六〇	
四九、〇三〇	六〇、五一〇	
五〇、七二〇	六二、五八〇	
五一、七〇〇	六三、八〇〇	
五四、五八〇	六七、三四〇	
五六、〇〇〇	六九、〇九〇	
五七、四七〇	七〇、九三〇	
五六、三五〇	七四、四六〇	
五七、一九〇	七八、〇三〇	
六三、九九〇	七八、九六〇	
六六、三七〇	六二、五八〇	
六九、七六〇	六三、八〇〇	
七三、一三〇	六六、〇八〇	
七五、一九〇	七八、九六〇	
八一、三二〇	八一、九一〇	
八五、四二〇	八六、〇八〇	
八六、二四〇	八六、〇八〇	
八九、五〇〇	九〇、二三〇	
九三、六二〇	九二、七八〇	
九七、七二〇	九五、二八〇	
一〇一、八〇〇	一〇〇、三四〇	
一〇四、三六〇	一〇六、四一〇	
一〇七、一二〇	一〇六、四一〇	
一一二、四〇〇	一一〇、四四〇	
一一三八、七〇〇	一二五、六三〇	
一二三二、一八〇	一二八、七九〇	
三六、〇〇〇	三一、八三〇	
三三、九四〇	三一、〇八〇	
三五、〇一〇	三〇、三三〇	
四四、五七〇	三九、四一〇	
四五、三四〇	四〇、四九〇	
四五、五七〇	四二、〇二〇	

別表第一の九（第一条の七、第二条の七関係）

別表第一の八の仮定俸給

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

三七、二二〇	四六、〇七〇	一七一、四四〇	一一一、二四〇
三八、四三〇	四七、五七〇	一七八、五八〇	一二一、〇八〇
三九、七六〇	四九、二二〇	一八二、二五〇	一二五、六三〇
四一、〇九〇	五四、二三〇	一八五、七三〇	二二九、九三〇
四二、七六〇	五五、九三〇	一九二、八八〇	二三八、七九〇
四三、八一〇	二〇〇、〇〇〇	二〇七、一三〇	二四七、六〇〇
四五、一八〇	二二〇、六四〇	二二四、二五〇	二五六、四二〇
四六、四九〇	二二〇、六四〇	二六五、二四〇	二六〇、七八〇
四九、一四〇	六〇、八三〇	六一、七〇〇	六七、五五〇
四九、八四〇	六四、二一〇	六四、二一〇	五七、五六〇
五一、八七〇	六七、五五〇	六七、五五〇	五七、五四〇
五四、五七〇	七一、二三〇	七一、二三〇	五九、〇六〇
五七、五四〇	七三、一二〇	七三、一二〇	六〇、五一〇
五九、〇六〇	七四、九一〇	七四、九一〇	六二、五八〇
六〇、五一〇	七七、四八〇	七七、四八〇	六三、八〇〇
六〇、五八〇	七八、九八〇	七八、九八〇	六七、三四〇
六二、五八〇	八三、三七〇	八三、三七〇	六九、〇九〇
六三、八〇〇	八六、〇八〇	八六、〇八〇	七〇、九三〇
六七、三四〇	七四、四六〇	七四、四六〇	七八、〇三〇
六九、〇九〇	七八、九六〇	七八、九六〇	七九〇、二三〇
七〇、九六〇	八一、九一〇	八一、九一〇	八六、〇八〇
七一、二三〇	八六、〇八〇	八六、〇八〇	九〇、二三〇
七四、四六〇	九二、一八〇	九二、一八〇	九五、二八〇
七八、〇三〇	九六、六一〇	九六、六一〇	一〇〇、三四〇
七八、九六〇	九七、七五〇	九七、七五〇	一〇五、四一〇
七九〇、二三〇	一〇一、四〇〇	一〇一、四〇〇	一〇六、四一〇
八一、九一〇	一〇六、五八〇	一〇六、五八〇	一一〇、四四〇
八六、〇八〇	一一一、七一〇	一一一、七一〇	一一五、五三〇
九〇、二三〇	一二四、二三〇	一二四、二三〇	一二五、五九〇
九二、一八〇	一二三〇、四九〇	一二三〇、四九〇	一二六、一八〇
九五、二八〇	一二四、八七〇	一二四、八七〇	一二八、七九〇
一〇〇、三四〇	一二七、九六〇	一二七、九六〇	一二五、六三〇
一〇五、四一〇	一二八、九九〇	一二八、九九〇	一三一、一八〇
一〇六、四一〇	一二九、二九〇	一二九、二九〇	一三三、一八〇
一一〇、四四〇	一三六、七三〇	一三六、七三〇	一三八、七〇〇
一一五、五三〇	一四三、〇二〇	一四三、〇二〇	一四八、六二〇
一二〇、五九〇	一四五、二九〇	一四五、二九〇	一四五、二九〇
一二五、五九〇	一五五、五三〇	一五五、五三〇	一五八、八三〇
一六三、六四〇	一六七、五五〇	一六七、五五〇	一六四、九二〇
一七九、七八〇	一六四、二一〇	一六四、二一〇	一六一、三六〇
一八三、九八〇	一六一、七〇〇	一六一、七〇〇	一五八、三六〇
一八七、九六〇	一七一、七一〇	一七一、七一〇	一六一、三六〇
一九六、〇七〇	一七九、七八〇	一七九、七八〇	一六四、九二〇
一九九、七六〇	一八三、九八〇	一八三、九八〇	一六四、九二〇
二〇四、一七〇	一八七、九六〇	一八七、九六〇	一六四、九二〇
八五、五三〇	七八、九八〇	七八、九八〇	一五八、三八〇
八三、三七〇	七七、四八〇	七七、四八〇	一五八、三八〇
七八、九八〇	七一、二三〇	七一、二三〇	一六一、三六〇
七四、九一〇	七三、一二〇	七三、一二〇	一六四、九二〇
九一〇、五九〇	九四、五四〇	九四、五四〇	一六七、五五〇
九六、八六〇	九六、八六〇	九六、八六〇	一六四、二九〇
一〇〇、一八〇	一〇〇、一八〇	一〇〇、一八〇	一三一、一八〇
一〇七、七九〇	一〇二、一三〇	一〇二、一三〇	一三八、七〇〇
一一〇、五九〇	一一〇、五九〇	一一〇、五九〇	一四八、六二〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その仮定俸給の額に一・二三八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、この表の仮定俸給とする。

別表第一の十（第一条の八、第二条の八関係）

別表第一の九の仮定俸給

仮定俸給

八七、八一〇	一一三、五三〇
九二、一八〇	一一九、一九〇
九六、六一〇	一二四、九二〇
九七、七五〇	一二六、三九〇
一〇一、四〇〇	一三一、一一〇
一〇六、五八〇	一三七、八〇〇
一一一、七一〇	一三四、四四〇
一一四、八七〇	一四八、五三〇
一三〇、四九〇	一四九、五三〇
一三一、七三〇	一五二、五二〇
一七、九六〇	一五六、七八〇
一二四、二三〇	一六〇、六三〇
一三〇、四九〇	一六八、七三〇
一三一、七三〇	一七〇、三三〇
一三六、七三〇	一七六、七八〇
一四三、〇二〇	一八四、九二〇
一四五、二九〇	一九三、〇三〇
一五五、五三〇	一九九、〇九〇
一五九、四四〇	二〇一、〇九〇
一六三、六四〇	二〇六、一六〇
一七一、七一〇	二一一、五九〇
一七九、八八〇	二二一、〇三〇
一八三、九八〇	二二二、〇七〇
一八七、九六〇	二二三、〇八〇
一九六、〇七〇	二二四、〇九〇
一九九、七六〇	二二五、〇九〇
二〇四、一七〇	二二六、〇九〇
二一二、二四〇	二二七、〇九〇
二二一、〇八〇	二二八、〇九〇
二二五、六三〇	二二九、〇九〇
二二九、九三〇	二二九、七三〇
二三四、四三〇	二二九、七三〇
二三八、七九〇	二二九、七三〇
二四七、六〇〇	二二九、七三〇
二五六、四二〇	二二九、七三〇
二六〇、七八〇	二三〇、一三〇
二六五、二四〇	二三〇、八、七六〇
三四二、九六〇	二三〇、七、一五〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額のこの表に記載された額に対応する仮定俸給の額によるものとし、年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が二六五、二四〇円を超える場合においては、その額に「一・二九三を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする）」をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金に相当する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金（これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達していないもののうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。）に支給するものに限る。）でその額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三三、一三〇円を超える（四、六一〇円以下のときは四四、七五〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十一（第一条の八、第二条の八関係）

別表第一の九の仮定俸給	仮定俸給
三六、〇七〇	三七、五五〇
三八、四八〇	三九、四一〇
三九、三四〇	四〇、四五〇
四一、五七〇	四一、五五〇
四二、〇二〇	四二、〇八〇
四三、三四〇	四三、三四〇
四四、五七〇	四四、四三〇
四六、〇七〇	四六、〇九〇
四七、五七〇	四七、五七〇
四九、二二〇	四九、二二〇
五四、〇八〇	五四、〇八〇
五四、二三〇	五四、二三〇
五四、九三〇	五四、九三〇
五四、九六〇	五四、九六〇
五六、六二〇	五六、六二〇
五六、九五〇	五六、九五〇
五六、九三〇	五六、九三〇
五六、九九〇	五六、九九〇
六一、七〇〇	六一、七〇〇
六四、二二〇	六四、二二〇
六七、五五〇	六七、五五〇
六〇、八三〇	六〇、八三〇
七一、二三〇	七一、二三〇
七三、一二〇	七三、一二〇
七四、九一〇	七四、九一〇
七七、四八〇	七七、四八〇
七八、九八〇	七八、九八〇
八三、三七〇	八三、三七〇
八五、五三〇	八五、五三〇
九六、六一〇	九六、六一〇
九七、七五〇	九七、七五〇
一〇一、四〇〇	一〇一、四〇〇
一〇六、五八〇	一〇六、五八〇
一一一、七一〇	一一一、七一〇
一四五、二七〇	一四五、二七〇
一五八、六三〇	一五八、六三〇
一六二、九〇〇	一六二、九〇〇
一七一、五六〇	一七一、五六〇

一三〇、四九〇	一八〇、二二〇
一三一、七三〇	一八一、九三〇
一三六、七三〇	一八八、八二〇
一四三、〇二〇	一九七、五一〇
一四五、二九〇	二〇六、一八〇
一五五、五三〇	一一四、七八〇
一五九、四四〇	一二〇、一九〇
一六三、六四〇	一二五、九九〇
一七一、七一〇	一二七、一三〇
一七九、八八〇	一二八、四一〇
一八三、九八〇	一二五、〇八〇
一八七、九六〇	一二五九、五七〇
一九六、〇七〇	一二七〇、七七〇
一九九、七六〇	一二七五、八七〇
二〇四、一七〇	一二八一、九六〇
二二二、二四〇	一二九三、一一〇
二二一、〇八〇	三〇五、三三〇
二三五、六三〇	三一一、五九〇
二三九、九三〇	三一七、五三〇
二三四、四三〇	三二三、七五〇
二三八、七九〇	三二九、七八〇
二四七、六〇〇	三四一、九三〇
二五六、四二〇	三五四、一一〇
二六〇、七八〇	三六〇、一三〇
二六五、二四〇	三六六、三〇〇
別表第一の十一の仮定俸給	仮定俸給
円	円
四三、七八〇	四八、八一〇
四五、七六〇	五一、〇二〇
四五、八一〇	五五、五三〇
五一、八六〇	五七、八三〇
五三、一四〇	五九、二五〇
五四、四三〇	六〇、六八〇
五五、九二〇	六二、三一〇
五六、〇三〇	六四、六一〇
五九、八六〇	六六、六〇〇
六一、五五〇	六八、四五〇

備考
別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「一・二九三」とあるのは「一・三八一」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四二、八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

別表第一の十二（第一条の九、第二条の九関係）

二八一、九六〇	二五九、五七〇
二七五、八七〇	二五四、〇八〇
二四八、四一〇	二三七、一三〇
二五四、〇八〇	二三四、九九〇
二四八、四一〇	二二四、七八〇
二三〇、一九〇	二〇六、一八〇
二三五、九九〇	一九七、五一〇
二三七、一三〇	一九八、八二〇
二三四、一三〇	一九九、九九〇
二二四、七八〇	二〇六、一八〇
二三〇、一九〇	二三五、七一〇
二三五、九九〇	二四一、四五〇
二三七、一三〇	二四七、六一〇
二五四、〇八〇	二五九、四四〇
二四八、四一〇	二七一、四二〇
二五四、〇八〇	二七七、四四〇
二七〇、七七〇	二九四、八三〇
三〇六、二九〇	三〇〇、一三〇

二九三、一一〇		三一七、四四〇
三〇五、三二〇		三二九、六五〇
三一、五九〇		三三五、九三〇
三一七、五三〇		三四一、八六〇
三二三、七五〇		三四八、〇八〇
三二九、七八〇		三四四、一一〇
三四一、九三〇		三五六、二七〇
三五四、一一〇		三六六、二七〇
三六〇、一三〇		三七八、四四〇
三六六、三〇〇		三八四、四七〇
		三九〇、六三〇
備考		

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給の額が三六六、三〇〇円を超える場合においては、その額に二九二、〇〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十三（第一条の十、第一条の十二、第二条の十、第二条の十二、第三条の十の二閏係）

別表第一の十二の仮定俸給	仮定俸給	円
四八、八一〇		五二、二七〇
五一、〇二〇		五四、六三〇
五三、二九〇		五七、〇五〇
五五、五三〇		五九、四四〇
五七、八三〇		六一、八九〇
五九、二五〇		六三、四一〇
六〇、六八〇		六四、九四〇
六二、三一〇		六六、六八〇
六四、六一〇		六九、一三〇
六六、六〇〇		七一、二五〇
六八、四五〇		七三、二三〇
七〇、七〇〇		七五、六三〇
七二、九六〇		七八、〇四〇
七五、四四〇		八〇、六九〇
七七、九四〇		八三、三六〇
七八、一一〇		八六、六八〇
八一、〇六〇		八八、八〇〇
八三、〇四〇		九一、五四〇
八五、六二〇		九四、二〇〇
九四、四一〇		九九、五一〇
九三、〇八〇		一〇〇、九三〇
九八、二三〇		一〇五、〇一〇
一〇九、四一〇		一一〇、四三〇
一一九、四八〇		一二〇、四三〇
備考		

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十二の仮定俸給の額が三九〇、六三〇円を超える場合においては、その額に、一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二で除して得た額を加えた額

(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十四(第一条の十一、第二条の十一関係)

別表第一の十三の仮定俸給

二三二、二七〇	一三七、九三〇
二三二、一二〇	二四八、四八〇
二四一、九四〇	二五八、九八〇
二五六、六九〇	二六九、四二〇
二五七、八二〇	二七五、九八〇
二五六、三九〇	二八三、〇一〇
二六四、三九〇	二九六、五二〇
二七七、〇二〇	三一〇、一八〇
二八九、七九〇	三一七、〇七〇
二九六、二三〇	三五〇、〇一〇
三〇二、三二〇	三六二、七三〇
三〇一、三二〇	三三六、九一〇
三一四、七七〇	三四二、九八〇
三二〇、四三〇	三四一、〇七〇
三三七、〇一〇	三五〇、〇一〇
三三七、九〇〇	三六二、九〇〇
三三八、九〇〇	三七六、五三〇
三三九、九三〇	三八二、九〇〇
三三九、六三〇	三八三、二三〇
三五八、六三〇	三八九、五六〇
三六四、九六〇	三九六、二〇〇
三七一、六〇〇	四〇二、六三〇
三七八、〇三〇	四一五、六〇〇
三九一、〇〇〇	四二八、五九〇
四〇三、九九〇	四三五、〇二〇
四一〇、四二〇	四四一、六〇〇
四一七、〇〇〇	

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給の額が四一七、〇〇〇円を超える場合においては、その額に、二四、六〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十五(第一条の十二、第二条の十二関係)

別表第一の十四の仮定俸給

別表第一の十三の仮定俸給

備考

二三二、二七〇	一三七、九三〇
二三二、一二〇	二四八、四八〇
二四一、九四〇	二五八、九八〇
二五六、六九〇	二六九、四二〇
二五七、八二〇	二七五、九八〇
二五六、三九〇	二八三、〇一〇
二六四、三九〇	二九六、五二〇
二七七、〇二〇	三一〇、一八〇
二八九、七九〇	三一七、〇七〇
二九六、二三〇	三五〇、〇一〇
三〇二、三二〇	三六二、七三〇
三〇一、三二〇	三三六、九一〇
三一四、七七〇	三四二、九八〇
三二〇、四三〇	三四一、〇七〇
三三七、〇一〇	三五〇、〇一〇
三三七、九〇〇	三六二、九〇〇
三三八、九〇〇	三七六、五三〇
三三九、九三〇	三八二、九〇〇
三三九、六三〇	三八三、二三〇
三五八、六三〇	三八九、五六〇
三六四、九六〇	三九六、二〇〇
三七一、六〇〇	四〇二、六三〇
三七八、〇三〇	四一五、六〇〇
三九一、〇〇〇	四二八、五九〇
四〇三、九九〇	四三五、〇二〇
四一〇、四二〇	四四一、六〇〇
四一七、〇〇〇	

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給の額が四一七、〇〇〇円を超える場合においては、その額に、二四、六〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十五(第一条の十二、第二条の十二関係)

別表第一の十四の仮定俸給

別表第一の十三の仮定俸給

備考

備考

別表第一の十六（第一条の十三、第二条の十三関係）

	別表第一の十五の仮定俸給	仮定俸給
一〇〇、九〇〇	一〇四、八〇〇	一〇〇、六九〇
一〇六、五八〇	一一〇、六九〇	一一二、二七〇
一〇八、一〇〇	一二二、四七〇	一二二、八二〇
一二二、四七〇	一二九、四七〇	一二六、七九〇
一八、二八〇	一三二、八六〇	一三二、八六〇
一二四、六八〇	一三三、〇九〇	一三六、〇九〇
一二七、九六〇	一三八、〇八〇	一三五、五三〇
一三一、〇八〇	一三八、一六〇	一三八、一六〇
一三五、五三〇	一四五、七八〇	一五六、二三〇
一五三、五一〇	一四九、五一〇	一五五、三三〇
一六一、一二〇	一六八、八一〇	一六七、一八〇
一六八、八一〇	一七〇、七九〇	一六七、一八〇
一七七、一四〇	一七八、一四〇	一七七、一七〇
一八六、一四〇	一九五、〇六〇	一八三、七三〇
一九五、〇六〇	一九五、〇六〇	一九三、〇三〇
二〇〇、五七〇	二〇〇、五七〇	二〇二、三三〇
二〇五、九三〇	二〇六、八三〇	二〇七、九三〇
二一六、八三〇	二二七、五〇〇	二一三、四七〇
二三七、五九〇	二三九、五九〇	二三四、七三〇
二三七、五〇〇	二三九、五九〇	二三五、七五〇
二〇〇、五七〇	二〇〇、五七〇	二〇二、三三〇
二〇五、九三〇	二〇六、八三〇	二〇七、九三〇
二一六、八三〇	二二六、四八〇	二一三、四六〇
二三七、九三〇	二三七、九三〇	二三五、七五〇
二三七、九三〇	二三九、五九〇	二三七、九一〇
二四八、四八〇	二四六、四八〇	二四六、四八〇
二四五、九八〇	二五六、九八〇	二五七、二八〇
二六九、四二〇	二六九、四二〇	二六八、〇三〇
二七五、九八〇	二七五、九八〇	二七八、七二〇
二八三、〇一〇	二八三、〇一〇	二八五、四三〇
二九六、五二〇	二九六、五二〇	二九二、六三〇
三一七、〇七〇	三一〇、一八〇	三〇六、四七〇
三二三、五八〇	三二三、五八〇	三一〇、四六〇
三三六、九一〇	三三六、九一〇	三二七、五一〇
三四二、九八〇	三四二、九八〇	三三四、一八〇
三五〇、〇一〇	三五〇、〇一〇	三一七、一七〇
三六二、七三〇	三六二、七三〇	三一七、一七〇
三七六、五三〇	三七六、五三〇	三四七、八三〇
三八三、二三〇	三八三、二三〇	三五四、〇四〇
三八九、五六〇	三八九、五六〇	三六一、二四〇
三九三、五一〇	三九三、五一〇	三七四、二八〇
三八九、五六〇	三九〇、九四〇	三八八、二三〇
三七六、五三〇	三九〇、九四〇	三七四、二八〇
三六二、七三〇	三六二、七三〇	一九三、〇三〇
三七六、五三〇	三七六、五三〇	二〇一、二三〇
三八三、二三〇	三八三、二三〇	二〇七、九三〇
三八九、五六〇	三八九、五六〇	二二三、四七〇
三五、七五〇	三五、七五〇	二三四、七三〇
二五七、二八〇	二五七、九一〇	二四五、〇四〇
二四六、四八〇	二三七、九一〇	二四五、二七〇
二三七、九一〇	二三七、九一〇	二五六、一三〇
二五七、二八〇	二五七、二八〇	二六六、二九〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合においては、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

二六八、〇三〇	二七七、四二〇
二七八、七二〇	二八八、四六〇
二八五、四三〇	二九五、四一〇
二九二、六三〇	二九二、六二〇
三〇六、四七〇	三一七、一五〇
三二〇、四六〇	三三一、六二〇
三二七、五一〇	三三八、九一〇
三三四、一八〇	三四五、八一〇
三四七、八三〇	三五九、五三〇
三五四、〇四〇	三六五、七四〇
三六一、二四〇	三七二、九四〇
三七四、二八〇	三八五、九八〇
三八八、二三〇	三九九、九三〇
三九〇、九四〇	四〇二、六四〇
三九三、五一〇	四〇五、二一〇
三九六、二〇〇	四〇七、八七〇
四〇二、六三〇	四一四、一九〇
四一五、六〇〇	四二六、九六〇
四二八、五九〇	四三九、七四〇
四三五、〇二〇	四五二、五四〇
四四一、六〇〇	四五六、〇七〇
四五二、五四〇	四五六、〇七〇
備考	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十五の仮定俸給の額が四四一、六〇〇円を超える場合においては、その額に〇・九八四を乗じて得た額に二一六、一〇五円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。
別表第一の十七（第一条の十四、第二条の十四関係）	別表第一の十六の仮定俸給
別表第一の十六の仮定俸給	仮定俸給
円	円
六八、七五〇	七一、五七〇
七三、三一〇	七五、〇七〇
七七、〇五〇	七七、〇五〇
七八、三三〇	七八、八七〇
八二、三一〇	八四、五七〇
八四、一八〇	九一、四三〇
九〇、〇九〇	九四、三二〇
九三、一三〇	九七、四八〇
九六、一八〇	一〇〇、六七〇
一〇〇、〇一〇	一〇四、六五〇
一一〇、四三〇	一一〇、四六〇
一〇五、五八〇	一一〇、四六〇

一〇八、六三〇	一一三、六四〇
一一四、七三〇	一一九、九八〇
一一六、三五〇	一二一、六八〇
一二一、〇三〇	一二六、五六〇
一二七、二六〇	一三三、〇四〇
一三四、一三〇	一四〇、二一〇
一三七、六四〇	一四三、八七〇
一四〇、九八〇	一四七、三五〇
一四五、七六〇	一五二、三三〇
一六〇、七七〇	一六七、九六〇
一六五、〇〇〇	一五六、二六〇
一四八、五八〇	一七八〇、八四〇
一五六、七四〇	一六三、七七〇
一六〇、七七〇	一六七、九六〇
一六五、〇〇〇	一七二、三八〇
一七三、一三〇	一七三、一三〇
一八一、三三〇	一八九、三九〇
一八三、四六〇	一九一、六一〇
一九〇、二四〇	一九八、六八〇
一九九、八六〇	二〇八、六九〇
二〇九、三八〇	二一八、六一〇
二一五、二六〇	二二四、七四〇
二三〇、九九〇	二三〇、七二〇
二三二、六四〇	二四二、八六〇
二四四、〇三〇	二五四、七三〇
二四六、二七〇	二五七、〇五〇
二四五、一三〇	二六六、二八〇
二五六、一三〇	二七七、九二〇
二六六、二九〇	二八九、五一〇
二七七、四二〇	二九一、〇二〇
二八八、四六〇	三〇一、〇二〇
二九五、四一〇	三〇八、二六〇
三〇二、八五〇	三一六、〇一〇
三一七、一五〇	三三〇、九一〇
三二八、六二〇	三四五、九八〇
三三八、九一〇	三五三、五八〇
三四五、八一〇	三六〇、七八〇
三五九、五三〇	三七五、〇七〇
三六五、七四〇	三八八、六四〇
三七二、九四〇	三四一、四四〇
三八五、九八〇	四〇一、六八〇
三九九、九三〇	四一五、六三〇
四〇二、六四〇	四一八、三四〇
四〇五、二一〇	四二〇、九一〇
四一四、一九〇	四二九、七二〇
四二六、九六〇	四三三、五三〇

四三九、七四〇	四五四、七〇〇	二二八、六一〇	二二九、五一〇
四四六、〇七〇	四六〇、八八〇	二三四、七四〇	二三五、九三〇
四五二、五四〇	四六七、二三〇	二三〇、七二〇	二四二、一七〇
備考	年金額の算定の基礎となつている別表第一の十六の仮定俸給の額が四五二、五四〇円を超える場合においては、その額に〇・九七八を乗じて得た額に二九五、六〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。	二五四、七三〇	二六七、二六〇
別表第一の十八（第一条の十五、第二条の十五関係）	別表第一の十七の仮定俸給	仮定俸給	別表第一の十九（第一条の十六、第二条の十六関係）
円	円	円	備考
七二、〇八〇	七五、〇二〇	七六、〇五〇	年金額の算定の基礎となつている別表第一の十七の仮定俸給の額が四六七、二二〇円を超える場合においては、その額に〇・九七四を乗じて得た額に三五一、四〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。
七六、八三〇	七八、六六〇	八一、〇五〇	二五四、七三〇
七八、六六〇	八〇、七三〇	八二、九八〇	二四二、八六〇
八〇、七三〇	八五、一七〇	八五、二七〇	二五四、七三〇
八〇、七三〇	九三、四三〇	九〇、九五〇	二五七、〇五〇
八六、二一〇	九六、四六〇	九九、五〇〇	二六六、二八〇
八八、五六〇	一〇二、八四〇	一〇六、二〇〇	二七七、九二〇
一〇〇、六七〇	一〇四、六五〇	一〇〇、四一〇	二八九、五一〇
一〇七、一八〇	一一三、〇七〇	一一〇、四一〇	三〇八、二六〇
一一〇、四六〇	一二六、四五〇	一二九、八三〇	三一六、〇一〇
一二三、六四〇	一二八、二二〇	一二九、三一〇	三二六、〇一〇
一二六、五六〇	一三三、三二〇	一三九、三一〇	三三〇、九一〇
一五一、三三〇	一六〇、二五〇	一四〇、〇九〇	三四〇、九八〇
一五六、二六〇	一六三、三一〇	一四〇、〇九〇	三四五、五八〇
一六七、九六〇	一七二、二〇〇	一四七、五八〇	三五三、五六〇
一六三、七七〇	一七二、二〇〇	一五一、四一〇	三六〇、七八〇
一八九、三九〇	一九八、九八〇	一五五、〇五〇	三七五、〇七〇
一九一、六一〇	一九八、九八〇	一六〇、二五〇	三四一、六三〇
一九八、六八〇	二〇一、三〇〇	一四〇、二一〇	三六二、六二〇
二〇八、六九〇	二〇八、六八〇	一四三、八七〇	三七〇、五六〇
二一九、一五〇	二一九、一五〇	一四七、八七〇	三七八、〇八〇
九〇、九五〇	八五、一七〇	四二〇、九一〇	三九三、〇一〇
八八、二七〇	八二、九八〇	四二三、五三〇	三九九、六八〇
八五、二七〇	八一、〇五〇	四二九、七二〇	三四六、七四〇
九二、八六〇	九〇、一二〇	四四二、二〇〇	四〇七、〇四〇
九〇、九五〇	九二、八六〇	四四〇、八八〇	四二〇、〇八〇
八八、二七〇	八二、九八〇	四五四、七〇〇	四四七、九一〇
八五、一七〇	八一、〇五〇	四六〇、八八〇	四三四、〇三〇
八六、九六〇	八二、七五〇	四六七、二二〇	四六〇、〇七〇
八六、九六〇	八四、七三〇	四七八、二七〇	四六〇、〇七〇
八六、九六〇	八六、九六〇	四八四、四三〇	四七二、二四〇
九二、八六〇	九〇、一二〇	四八四、四三〇	四七八、二七〇

九三、四三〇	九五、三八〇	四〇七、〇四〇	四二〇、〇八〇	四一四、九八〇
九六、四六〇	九八、四八〇	四二〇、〇八〇	四二八、二六〇	四三九、三一〇
九九、五〇〇	一〇一、五九〇	四三四、〇三〇	四四二、二三〇	四三六、七四〇
一〇二、八四〇	一〇四、九九〇	四四一、八八〇	四五〇、〇八〇	四四七、五一〇
一一〇、四一〇	一一二、七一〇	四四七、九一〇	四五六、一一〇	四五七、五四〇
一一三、〇七〇	一一五、四二〇	四六〇、〇七〇	四六八、二七〇	四六八、二七〇
一一六、四九〇	一一八、九一〇	四七二、二四〇	四七八、二七〇	四七八、二七〇
一二〇、二二〇	一二九、〇五〇	四八四、四三〇	四九二、六三〇	四八六、四七〇
一二八、二二〇	一二二、三〇〇			
一三〇、三二〇	一三六、〇五〇			
一四〇、〇九〇	一四二、九五〇			
一四七、五八〇	一五〇、五八〇			
一五〇、四一〇	一五四、四八〇			
一五五、四一〇	一五六、二〇〇			
一五五、〇五〇	一五八、二〇〇			
一六〇、二五〇	一六三、四九〇			
一六三、三一〇	一六六、六一〇			
一七二、二〇〇	一七五、六八〇			
一七六、五八〇	一八〇、一四〇			
一八一、二〇〇	一八四、八四〇			
一九〇、〇五〇	一九三、八六〇			
一九八、九八〇	一九八、九七〇			
二〇一、三〇〇	二〇五、三三〇			
二〇八、六八〇	二一二、八五〇			
二一〇、八〇〇	二二九、五一〇			
二一九、一五〇	二三三、五二〇			
二二九、一七〇	二四〇、九七〇			
二五四、八五〇	二五九、八九〇			
二六七、二六〇	二六七、二七〇			
二六九、六八〇	二七二、五三〇			
二七九、三三〇	二七五、〇一〇			
二四二、一七〇	二四六、九七〇			
二五四、八五〇	二五九、八九〇			
二六七、二六〇	二六七、二七〇			
二六九、六八〇	二七二、五三〇			
二七九、三三〇	二七五、〇一〇			
二四二、四二〇	二八四、八四〇			
二九一、四九〇	二九七、二三〇			
三〇三、六〇〇	二九九、五七〇			
三一五、六三〇	二七〇、〇五〇			
三二三、二〇〇	二七九、五四〇			
三三一、二九〇	二九一、四九〇			
三四六、八七〇	三〇九、五七〇			
三六二、六二〇	三二一、八三〇			
三七〇、五六〇	三二九、五四〇			
三七八、〇八〇	三三一、二九〇			
三九三、〇一〇	三六九、七一〇			
三九九、六八〇	三七七、八〇〇			
四〇七、四七〇	三八五、四六〇			
四〇〇、六八〇	三七七、八〇〇			
一八〇、一四〇	一六三、四九〇			
一七五、六八〇	一六六、六一〇			
一五八、二〇〇	一五四、四八〇			
一五〇、五八〇	一三六、〇五〇			
一五〇、五八〇	一四二、九五〇			
一五〇、五八〇	一三〇、八五〇			
一六三、四九〇	一三〇、八五〇			
一六六、六一〇	一六三、五三〇			
一五八、二〇〇	一六三、五三〇			
一五〇、五八〇	一五九、七〇〇			
一六三、四九〇	一六三、五三〇			
一六六、六一〇	一六八、九八〇			
一七二、二〇〇	一七二、二〇〇			
一八六、一五〇	一八一、五五〇			

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が四八四、四三〇円を超える場合においては、その額に八、二〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の二十（第一条の十七、第二条の十七関係）

仮定俸給

四八、九八〇		四、四六〇	八、二四〇
四五、四六〇		四、四九〇	
五三、六八〇		四、六七〇	
五六、〇三〇		四、八八〇	
五九、八五〇		五、一〇〇	
六一、四三〇		五、三一〇	
五六、〇三〇		五、四四〇	
五六、〇六〇		五、五八〇	
六七、五三〇		六、一三〇	
六四、四六〇		六、二八〇	
六九、〇六〇		六、二九〇	
六七、五九〇		六、四一〇	
七〇、五六〇		六、二四〇	
七三、五九〇		六、六九〇	
七四、九八〇		六、八二〇	
七六、六三〇		六、九七〇	
七九、六八〇		七、二四〇	
七三、五九〇		七、五五〇	
七六、六三〇		七、七〇〇	
八二、九八〇		八、二四〇	
八四、六九〇		八、三一〇	
八六、三一〇		八、〇〇〇	
八八、〇〇〇		八、一五〇	
八九、六三〇		八、四五〇	
九二、九四〇		八、七五〇	
九六、二五〇		八、四五〇	
九七、八八〇		九、〇五〇	
九九、五七〇		九、八九〇	
備考	別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。		
別表第二の二（第一条、第四条関係）	第一欄	第二欄	
別表第一の二の仮定俸給			
円	円	円	
一〇、三二〇	七三〇	一、二九〇	
一〇、六〇〇	七七〇	一、三三〇	
一〇、八五〇	七九〇	一、三六〇	
一一、二〇〇	八一〇	一、四〇〇	
一一、四一〇	八四〇	一、四三〇	
一二、三八〇	八八〇	一、五四〇	
一二、九八〇	九二〇	一、六二〇	
一三、五七〇	九七〇	一、七七〇	
一四、七八〇	一〇〇	一、八五〇	
一四、一八〇			
一四、七七〇			
一、〇五〇			
一、八五〇			

六七、〇二〇	六三、六八〇	六一、一三〇	五八、五六〇	五五、九九〇	五三、九五〇	五四、八七〇	四八、三一〇	四七、〇四〇	四五、七四〇	四三、六四〇	四一、五二〇	三五、九五〇	三七、七五〇	三九、五六〇	三四、一四〇	三二、三四〇	二九、一七〇	二七、六六〇	二五、二七〇	二六、二九〇	二三、九二〇	二一、六八〇	二、一九〇	一、九三〇
四、七五〇	四、六三〇	四、四三〇	四、一五〇	三、九七〇	三、八三〇	三、七八〇	三、六一〇	三、四三〇	三、二四〇	三、〇九〇	二、八三〇	二、六八〇	二、四〇〇	二、二九〇	二、一八〇	二、二九〇	二、一九〇	二、二九〇	二、一九〇	二、一九〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	
八、三八〇	八、一六〇	七、九六〇	七、六四〇	七、三三〇	七、〇〇〇	六、七四〇	六、六八〇	六、三六〇	六、〇四〇	五、八八〇	五、七二〇	五、四五〇	四、九五〇	四、二七〇	三、九七〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	
八、一六〇	八、一六〇	七、九六〇	七、六四〇	七、三三〇	七、〇〇〇	六、七四〇	六、六八〇	六、三六〇	六、〇四〇	五、八八〇	五、七二〇	五、四五〇	四、九五〇	四、二七〇	三、九七〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	

七〇、三二〇	四、九八〇	八、七九〇	一三、〇〇〇円以下のもの
七三、六六〇	五、二二〇	九、二一〇	別表第三の二（第二条関係）
七五、三四〇	五、三三〇	九、四二〇	別表第一の二の下欄に掲げる仮定俸給
七六、九七〇	五、四六〇	九、六三〇	六三、六八〇円以上のもの
八〇、二八〇	五、六八〇	一〇、〇三〇	五八、五六〇円をこえ六三、六八〇円未満のもの
八一、八〇〇	五、七九〇	一〇、一三〇	五五、九九〇円をこえ五八、五六〇円以下のもの
八三、六〇〇	五、九三〇	一〇、四五〇	五三、九五〇円をこえ五五、九九〇円以下のもの
八六、九二〇	六、一六〇	一〇、八七〇	三七、七五〇円をこえ五三、九五〇円以下のもの
九〇、五三〇	六、四一〇	一一、三二〇	三五、九五〇円をこえ三七、七五〇円以下のもの
九二、三九〇	六、五四〇	一一、五五〇	三三、三四〇円をこえ三五、九五〇円以下のもの
九四、一五〇	六、六七〇	一一、七七〇	三六、二九〇円をこえ三二、三四〇円以下のもの
九六、〇〇〇	六、八〇〇	一二、〇〇〇	二五、二七〇円をこえ二六、二九〇円以下のもの
九七、七八〇	六、九三〇	一二、二二〇	二三、五七〇円をこえ二五、二七〇円以下のもの
一〇一、三九〇	七、一八〇	一二、六八〇	二一、九〇〇円をこえ二三、五七〇円以下のもの
一〇五、〇〇〇	七、四四〇	一二、一三〇	二二、二〇〇円をこえ二一、九〇〇円以下のもの
一〇六、七八〇	七、五六〇	一二、三四〇	二三、二〇〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの
一〇八、六二〇	七、七〇〇	一二、五八〇	二四、七八〇円をこえ二二、二〇〇円以下のもの

備考

別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一二〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一二〇分の一五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三（第二条—第三条関係）

別表第一の下欄に掲げる仮定俸給	率	別表第三の二（第二条の二関係）	率
五八、三八〇円以上のもの	二一・六割	別表第一の三の下欄に掲げる仮定俸給	二一・六割
五三、六八〇円をこえ五八、三八〇円未満のもの	二二・三割	七六、八四〇円以上のもの	二二・六割
五一、三三〇円をこえ五三、六八〇円以下のもの	二三・〇割	七〇、六六〇円をこえ七六、八四〇円未満のもの	二二・三割
四九、四六〇円をこえ五一、三三〇円以下のもの	二三・二割	六七、五六〇円をこえ七〇、六六〇円以下のもの	二二・〇割
三四、六一〇円をこえ四九、四六〇円以下のもの	二三・四割	六五、一〇〇円をこえ六七、五六〇円以下のもの	二二・三割
三二、九六〇円をこえ三四、六一〇円以下のもの	二三・九割	四五、五五〇円をこえ六五、一〇〇円以下のもの	二二・四割
二九、六四〇円をこえ三三、九六〇円以下のもの	二四・五割	四三、三八〇円をこえ四五、五五〇円以下のもの	二二・三割
二四、一〇〇円をこえ二九、六四〇円以下のもの	二五・二割	三九、〇三〇円をこえ四三、三八〇円以下のもの	二二・二割
二三、一七〇円をこえ二四、一〇〇円以下のもの	二五・七割	三一、七三〇円をこえ三九、〇三〇円以下のもの	二二・一割
二一、六一〇円をこえ二三、一七〇円以下のもの	二六・一割	三〇、四九〇円をこえ三一、七三〇円以下のもの	二二・六割
二〇、九九〇円をこえ二一、六一〇円以下のもの	二七・二割	二八、四四〇円をこえ三〇、四九〇円以下のもの	二二・三割
二〇、三五〇円をこえ二〇、三五〇円以下のもの	二七・五割	二七、六三〇円をこえ二八、四四〇円以下のもの	二二・一割
二七、八六〇円をこえ二三、一七〇円以下のもの	二七・九割	二六、七九〇円をこえ二七、六三〇円以下のもの	二二・七割
二五、七八〇円をこえ二七、八六〇円以下のもの	二八・三割	二三、五一〇円をこえ二六、七九〇円以下のもの	二二・九割
一五、二〇〇円をこえ一五、七八〇円以下のもの	二九・〇割	二〇、七七〇円をこえ二三、五一〇円以下のもの	二二・六割
一四、七九〇円をこえ一五、二〇〇円以下のもの	二九・九割	一九、四八〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	二二・三割
一四、四五〇円をこえ一四、七九〇円以下のもの	三〇・六割	一八、五五〇円をこえ一九、〇二〇円以下のもの	二二・九割
一四、〇九〇円をこえ一四、四五〇円以下のもの	三〇・九割	一九、〇二〇円をこえ一九、〇二〇円以下のもの	二二・六割
一三、五四〇円をこえ一四、〇九〇円以下のもの	三一・三割	三〇・九割	三一・九割
一三、〇〇〇円をこえ一三、五四〇円以下のもの	三一・三割		三二・九割

一七、八三〇円をこえ一八、五五〇円以下のもの	三一・三割
一七、一一〇円をこえ一七、八三〇円以下のもの	三二・三割
一七、一一〇円以下のもの	三三・九割
別表第三の四（第二条の三関係）	
別表第一の四の下欄に掲げる仮定俸給	率
八三、五七〇円以上のもの	一三・〇割
七六、八四〇円をこえ八三、五七〇円未満のもの	一三・八割
七三、四七〇円をこえ七六、八四〇円以下のもの	一四・五割
七〇、八〇〇円をこえ七三、四七〇円以下のもの	一四・八割
四九、五三〇円をこえ七〇、八〇〇円以下のもの	一五・〇割
四七、一八〇円をこえ四九、五三〇円以下のもの	一五・五割
四二、四四〇円をこえ四七、一八〇円以下のもの	一六・一割
三四、五四〇円をこえ四二、四四〇円以下のもの	一六・九割
三三、一六〇円をこえ三四、五〇〇円以下のもの	一七・四割
三〇、九三〇円をこえ三三、一六〇円以下のもの	一七・八割
三〇、〇五〇円をこえ三〇、九三〇円以下のもの	一九・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、〇五〇円以下のもの	一九・三割
二十五、五七〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	二九・八割
二二、五八〇円をこえ二五、五七〇円以下のもの	三〇・二割
二一、七六〇円をこえ二一、五八〇円以下のもの	三〇・九割
二一、一八〇円をこえ二一、七六〇円以下のもの	三一・九割
二〇、六八〇円をこえ二一、一八〇円以下のもの	三一・七割
二〇、一八〇円をこえ二〇、六八〇円以下のもの	三二・〇割
一九、三八〇円をこえ二〇、一八〇円以下のもの	三三・〇割
一八、六一〇円をこえ一九、三八〇円以下のもの	三四・五割
一八、六一〇円以下のもの	三五・一割

一二、一一〇円をこえ一二、六二〇円以下のもの	三二・七割
二〇、五九〇円をこえ一二、一一〇円以下のもの	三三・〇割
一九、七八〇円をこえ二〇、五九〇円以下のもの	三三・四割
一八、九九〇円をこえ一九、七八〇円以下のもの	三四・五割
一八、九九〇円以下のもの	三五・一割
別表第三の六（第二条の四関係）	率
別表第一の六の下欄に掲げる仮定俸給	
九二、四六〇円以上のもの	
八五、〇三〇円をこえ九二、四六〇円未満のもの	二三・〇割
八一、二九〇円をこえ八五、〇三〇円以下のもの	二四・五割
七八、三三〇円をこえ八一、二九〇円以下のもの	二四・八割
五四、八一〇円をこえ七八、三三〇円以下のもの	二五・〇割
五四、二〇〇円をこえ五四、八一〇円以下のもの	二五・五割
四六、九六〇円をこえ五一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
三八、一八〇円をこえ四五、九六〇円以下のもの	二六・九割
三八、一八〇円をこえ三八、一八〇円以下のもの	二七・四割
三四、二二〇円をこえ三六、六八〇円以下のもの	二七・八割
三四、二五〇円をこえ三四、二二〇円以下のもの	二九・〇割
三四、二八〇円をこえ三三、二五〇円以下のもの	二九・三割
三四、二八〇円をこえ三二、二四〇円以下のもの	二九・八割
三四、二八〇円をこえ二八、二八〇円以下のもの	三〇・二割
三四、二八〇円をこえ二四、九八〇円以下のもの	三〇・九割
三四、二四〇円をこえ三三、二五〇円以下のもの	三一・九割
二八、二八〇円をこえ三二、二四〇円以下のもの	三二・七割
二八、二八〇円をこえ二八、二八〇円以下のもの	三二・九割
二三、三三〇円をこえ二四、〇八〇円以下のもの	三三・〇割
二一、四四〇円をこえ二二、三三〇円以下のもの	三三・四割
二〇、五八〇円をこえ二一、四四〇円以下のもの	三四・五割
二〇、五八〇円以下のもの	三五・一割

別表第三の五（第二条の四関係）	率
別表第一の五の下欄に掲げる仮定俸給	
八五、二九〇円以上のもの	
七八、四三〇円をこえ八五、二九〇円未満のもの	
七八、四三〇円をこえ七八、四三〇円以下のもの	
七四、九九〇円をこえ七八、四三〇円以下のもの	二三・〇割
七二、二六〇円をこえ七四、九九〇円以下のもの	二四・八割
五〇、五六〇円をこえ七二、二六〇円以下のもの	二五・〇割
四八、一六〇円をこえ五〇、五六〇円以下のもの	二五・五割
四三、三二〇円をこえ四八、一六〇円以下のもの	二六・一割
三五、二二〇円をこえ四三、三三〇円以下のもの	二六・九割
三三、八四〇円をこえ三五、二二〇円以下のもの	二七・四割
三一、五七〇円をこえ三三、八四〇円以下のもの	二七・八割
三〇、六八〇円をこえ三一、五七〇円以下のもの	二九・〇割
二九、七四〇円をこえ三〇、六八〇円以下のもの	二九・三割
二六、〇九〇円をこえ二九、七四〇円以下のもの	二九・八割
二三、〇五〇円をこえ二六、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
二二、二一〇円をこえ二三、〇五〇円以下のもの	三〇・九割
一一、六二〇円をこえ一一、二一〇円以下のもの	三一・九割

別表第三の七（第二条の五関係）	率
別表第一の七の下欄に掲げる仮定俸給	
一〇一、八〇〇円以上のもの	
九三、六二〇円をこえ一〇一、八〇〇円未満のもの	
八九、五〇〇円をこえ九三、六二〇円以下のもの	
八六、二三〇円をこえ八九、五〇〇円以下のもの	
六〇、三四〇円をこえ八六、二三〇円以下のもの	
五七、四八〇円をこえ六〇、三四〇円以下のもの	
五一、七〇〇円をこえ五七、四八〇円以下のもの	
四二、〇三〇円をこえ五一、七〇〇円以下のもの	
四〇、三九〇円をこえ四二、〇三〇円以下のもの	
三七、六八〇円をこえ四〇、三九〇円以下のもの	
三六、六一〇円をこえ三七、六八〇円以下のもの	
三五、五〇〇円をこえ三六、六一〇円以下のもの	
三一、一四〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの	
二七、五一〇円をこえ三一、一四〇円以下のもの	

二六、五一〇円をこえ二七、五一〇円以下のもの		三〇・九割
二五、八〇〇円をこえ二六、五一〇円以下のもの	三一・九割	四七、五七〇円を超える四、二三〇円以下のもの
二五、一九〇円をこえ二五、八〇〇円以下のもの	三一・七割	四二、〇二〇円を超える四、五七〇円以下のもの
二四、五八〇円をこえ二五、一九〇円以下のもの	三三・〇割	四〇、四九〇円を超える四、〇二〇円以下のもの
二三、六一〇円をこえ二四、五八〇円以下のもの	三三・四割	三九、四一〇円を超える四、四九〇円以下のもの
二二、六六〇円をこえ二三、六一〇円以下のもの	三四・五割	三八、四八〇円を超える三九、四一〇円以下のもの
一一、六六〇円以下のもの	三五・一割	三七、五五〇円を超える三八、四八〇円以下のもの
別表第三の八 (第二条の大関係)		三六、〇七〇円を超える三七、五五〇円以下のもの
別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給		三四、六一〇円を超える三六、〇七〇円以下のもの
一二五、六三〇円以上のもの	二三・〇割	三四、六一〇円以下のもの
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの	二三・八割	二〇一、〇九〇円以上のもの
一一〇、四四〇円をこえ一四五、五三〇円以下のもの	二四・五割	一八四、九二〇円を超える二〇一、〇九〇円未満のもの
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの	二四・八割	一七六、七八〇円を超える一八四、九二〇円以下のもの
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	二五・〇割	一七〇、三三〇円を超える一七六、七八〇円以下のもの
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	二五・五割	一七九、一九〇円を超える一七〇、三三〇円以下のもの
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの	二六・一割	一一三、五三〇円を超える一九〇、一九〇円以下のもの
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	二六・九割	一〇二、一三〇円を超える一三三、五三〇円以下のもの
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	二七・四割	八三、〇三〇円を超える一〇一、一三〇円以下のもの
四六、四九〇円をこえ四五九、八四〇円以下のもの	二七・八割	七九、七八〇円を超える八三、〇三〇円以下のもの
四五、一八〇円をこえ四五六、四九〇円以下のもの	二九・〇割	七四、四三〇円を超える七九、七八〇円以下のもの
四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの	二九・三割	七二、三一〇円を超える七四、四三〇円以下のもの
三八、四三〇円をこえ四三、八一〇円以下のもの	二九・八割	七〇、一三〇円を超える七二、三二〇円以下のもの
三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの	三〇・二割	六一、五〇〇円を超える七〇、一三〇円以下のもの
三二、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの	三〇・九割	五四、三三〇円を超える六一、五〇〇円以下のもの
三一、八三〇円をこえ三二、七一〇円以下のもの	三一・九割	五四、三三〇円を超える五四、三三〇円以下のもの
三一、〇八〇円をこえ三一、八三〇円以下のもの	三一・七割	五二、三六〇円を超える五四、三三〇円以下のもの
三〇、三三〇円をこえ三一、〇八〇円以下のもの	三三・〇割	五〇、九六〇円を超える五二、三六〇円以下のもの
二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの	三三・四割	四九、七六〇円を超える五〇、九六〇円以下のもの
二七、九六〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	三四・五割	四八、五五〇円を超える四九、七六〇円以下のもの
二七、九六〇円以下のもの	三五・一割	四六、六三〇円を超える四八、五五〇円以下のもの
別表第三の九 (第二条の七関係)		三四・五割
別表第一の九の下欄に掲げる仮定俸給		三四・五割
一五五、五三〇円以上のもの	二三・〇割	别表第一の十一の下欄に掲げる仮定俸給
一四三、〇二〇円を超える一五五、五三〇円未満のもの	二三・八割	率
一三六、七三〇円を超える一四三、〇二〇円以下のもの	二四・五割	二二四、七八〇円以上のもの
一三一、七三〇円を超える一三六、七三〇円以下のもの	二四・八割	一九七、五一〇円を超える二一四、七八〇円未満のもの
九二、一八〇円を超える一三一、七三〇円以下のもの	二五・〇割	二二三・〇割
八七、八一〇円を超える九二、一八〇円以下のもの	二五・五割	二二三・八割
七八、九八〇円を超える八七、八一〇円以下のもの	二六・一割	二二四・五割
六四、二一〇円を超える七八、九八〇円以下のもの	二六・九割	二二四・八割
六一、七〇〇円を超える六四、二一〇円以下のもの	二七・四割	二二五・〇割
五七、五六〇円を超える五六、七〇〇円以下のもの	二九・〇割	二二六・一割
五四、三三〇円を超える五五、九三〇円以下のもの	二九・八割	二二六・九割
七七、二三〇円を超える七九、四九〇円以下のもの	二七・八割	二二七・四割

七九、二一〇円を超える八八、六八〇円以下のもの	二九・〇割	二二七・九割
七九、四九〇円を超える八五、二一〇円以下のもの	二九・八割	二二七・四割
七七、二三〇円を超える七九、四九〇円以下のもの	二七・八割	二二七・八割
二九・三割		二二九・〇割

七四、九〇〇円を超えて七七、二三〇円以下のもの		二九・三割
六五、六九〇円を超えて七四、九〇〇円以下のもの		二九・八割
五八、〇三〇円を超えて六五、六九〇円以下のもの		三〇・二割
五五、九二〇円を超えて五八、〇三〇円以下のもの		三〇・九割
五四、四三〇円を超えて五五、九二〇円以下のもの		三一・九割
五三、一四〇円を超えて五四、四三〇円以下のもの		三二・七割
五一、八六〇円を超えて五三、一四〇円以下のもの		三三・〇割
四九、八一〇円を超えて五一、八六〇円以下のもの		三三・四割
四九、八一〇円のもの		三四・五割
別表第三の十二（第二条の九関係）		
別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率	
二三五、七一〇円以上のもの	二三・〇割	
二一七、三六〇円を超えて二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割	
二〇八、一三〇円を超えて二一七、三六〇円以下のもの	二四・五割	
二〇〇、八二〇円を超えて二〇八、一三〇円以下のもの	二四・八割	
一四〇、八五〇円を超えて二〇〇、八二〇円以下のもの	二五・〇割	
一三四、一八〇円を超えて一四〇、八五〇円以下のもの	二五・五割	
一二〇、七三〇円を超えて一三四、一八〇円以下のもの	二六・一割	
九八、二三〇円を超えて一一〇、七三〇円以下のもの	二六・九割	
九四、四一〇円を超えて九八、二三〇円以下のもの	二七・四割	
八八、一一〇円を超えて九四、四一〇円以下のもの	二七・八割	
八五、六二〇円を超えて八八、一一〇円以下のもの	二九・〇割	
八三、〇四〇円を超えて八五、六二〇円以下のもの	二九・三割	
七二、九六〇円を超えて八三、〇四〇円以下のもの	二九・八割	
六四、六一〇円を超えて七二、九六〇円以下のもの	三〇・二割	
六二、三一〇円を超えて六四、六一〇円以下のもの	三〇・九割	
六〇、六八〇円を超えて六二、三一〇円以下のもの	三一・九割	
五九、二五〇円を超えて六〇、六八〇円以下のもの	三一・七割	
五七、八三〇円を超えて五九、二五〇円以下のもの	三三・〇割	
五五、五三〇円を超えて五七、八三〇円以下のもの	三三・四割	
五五、五三〇円以下のもの	三四・五割	
別表第三の十三（第二条の十、第二条の十一の二関係）		
別表第一の十三の下欄に掲げる仮定俸給	率	
二五一、六九〇円以上ものの	二三・〇割	
二三一、一二〇円を超えて二五一、六九〇円未満のもの	二三・八割	
二二二、二七〇円を超えて二三一、一二〇円以下のもの	二四・五割	
二二四、四七〇円を超えて二三一、二七〇円以下のもの	二四・八割	
一五〇、四八〇円を超えて二一四、四七〇円以下のもの	二五・〇割	
一四三、三七〇円を超えて一五〇、四八〇円以下のもの	二五・五割	
一二九、〇二〇円を超えて一四三、三七〇円以下のもの	二六・一割	
一〇五、〇一〇円を超えて一二九、〇二〇円以下のもの	二六・九割	
一〇〇、九三〇円を超えて一〇五、〇一〇円以下のもの	二七・四割	
九四、二〇〇円を超えて一〇〇、九三〇円以下のもの	二七・八割	
九一、五四〇円を超えて九四、二〇〇円以下のもの	二九・〇割	
別表第三の十四（第二条の十一関係）		
別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給	率	
二六九、四二〇円以上のもの	二三・〇割	
二四八、四八〇円を超えて二六九、四二〇円未満のもの	二三・八割	
二三七、九三〇円を超えて二四八、四八〇円以下のもの	二四・五割	
二三九、五九〇円を超えて二三七、九三〇円以下のもの	二四・八割	
二六一、一二〇円を超えて二二九、五九〇円以下のもの	二五・〇割	
二五三、五一〇円を超えて一六一、一二〇円以下のもの	二五・五割	
二三八、一六〇円を超えて一五三、五一〇円以下のもの	二六・一割	
一二二、四七〇円を超えて一三八、一六〇円以下のもの	二六・九割	
一〇八、一〇〇円を超えて一二二、四七〇円以下のもの	二七・四割	
一〇〇、九〇〇円を超えて一〇八、一〇〇円以下のもの	二七・八割	
九八、〇六〇円を超えて一〇〇、九〇〇円以下のもの	二九・〇割	
九五、一三〇円を超えて九八、〇六〇円以下のもの	二九・三割	
八三、六二〇円を超えて九五、一三〇円以下のもの	二九・八割	
七四、〇八〇円を超えて八三、六二〇円以下のもの	三〇・二割	
七一、四五〇円を超えて七四、〇八〇円以下のもの	三〇・九割	
六九、六〇〇円を超えて七一、四五〇円以下のもの	三一・九割	
六七、九六〇円を超えて六九、六〇〇円以下のもの	三二・七割	
六六、三三〇円を超えて六七、九六〇円以下のもの	三三・〇割	
六三、七一〇円を超えて六六、三三〇円以下のもの	三三・四割	
六三、七一〇円のもの	三四・五割	
別表第三の十五（第二条の十二関係）		
別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率	
二七八、七二〇円以上のもの	二三・〇割	
二五七、二八〇円を超えて二七八、七二〇円未満のもの	二三・八割	
二四六、四八〇円を超えて二五七、二八〇円以下のもの	二四・五割	
二三七、九一〇円を超えて二四六、四八〇円以下のもの	二四・八割	
一六七、一八〇円を超えて二三七、九一〇円以下のもの	二五・〇割	
一五九、三三〇円を超えて一六七、一八〇円以下のもの	二五・五割	
一四三、四三〇円を超えて一五九、三三〇円以下のもの	二六・一割	
一一六、七九〇円を超えて一四三、四三〇円以下のもの	二六・九割	
一一二、二七〇円を超えて一六六、七九〇円以下のもの	二七・四割	
一一四、八〇〇円を超えて一一二、二七〇円以下のもの	二七・八割	
九一、五四〇円を超えて九四、二〇〇円以下のもの	二九・〇割	

八八、八〇〇円を超えて九一、五四〇円以下のもの		二九・三割
七八、〇四〇円を超えて八八、八〇〇円以下のもの		二九・八割
六九、一三〇円を超えて七八、〇四〇円以下のもの		三〇・二割
六六、六八〇円を超えて六九、一三〇円以下のもの		三〇・九割
六四、九四〇円を超えて六六、六八〇円以下のもの		三一・九割
六三、四一〇円を超えて六四、九四〇円以下のもの		三一・七割
六一、八九〇円を超えて六三、四一〇円以下のもの		三三・〇割
五九、四四〇円を超えて六一、八九〇円以下のもの		三三・四割
五九、四四〇円以下のもの		三四・五割
別表第三の十四（第二条の十一関係）		
別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給	率	
二六九、四二〇円以上のもの	二三・〇割	
二四八、四八〇円を超えて二六九、四二〇円未満のもの	二三・八割	
二三七、九三〇円を超えて二四八、四八〇円以下のもの	二四・五割	
二三九、五九〇円を超えて二三七、九三〇円以下のもの	二四・八割	
二六一、一二〇円を超えて二二九、五九〇円以下のもの	二五・〇割	
二五三、五一〇円を超えて一六一、一二〇円以下のもの	二五・五割	
二三八、一六〇円を超えて一五三、五一〇円以下のもの	二六・一割	
一二二、四七〇円を超えて一三八、一六〇円以下のもの	二六・九割	
一一二、四一〇円を超過九八、二三〇円以下のもの	二七・四割	
一一〇、九〇〇円を超過一〇八、一〇〇円以下のもの	二七・八割	
九八、〇六〇円を超過一〇〇、九〇〇円以下のもの	二九・〇割	
九五、一三〇円を超過九八、〇六〇円以下のもの	二九・三割	
八三、六二〇円を超過九五、一三〇円以下のもの	二九・八割	
七四、〇八〇円を超過八三、六二〇円以下のもの	三〇・二割	
七一、四五〇円を超過七四、〇八〇円以下のもの	三〇・九割	
六九、六〇〇円を超過七一、四五〇円以下のもの	三一・九割	
六七、九六〇円を超過六九、六〇〇円以下のもの	三二・七割	
六六、三三〇円を超過六七、九六〇円以下のもの	三三・〇割	
六三、七一〇円を超過六六、三三〇円以下のもの	三三・四割	
六三、七一〇円のもの	三四・五割	
別表第三の十五（第二条の十二関係）		
別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率	
二七八、七二〇円以上のもの	二三・〇割	
二五七、二八〇円を超えて二七八、七二〇円未満のもの	二三・八割	
二四六、四八〇円を超えて二五七、二八〇円以下のもの	二四・五割	
二三七、九一〇円を超えて二四六、四八〇円以下のもの	二四・八割	
一六七、一八〇円を超えて二三七、九一〇円以下のもの	二五・〇割	
一五九、三三〇円を超えて一六七、一八〇円以下のもの	二五・五割	
一四三、四三〇円を超えて一五九、三三〇円以下のもの	二六・一割	
一一六、七九〇円を超えて一四三、四三〇円以下のもの	二六・九割	
一一二、二七〇円を超えて一六六、七九〇円以下のもの	二七・四割	
一一四、八〇〇円を超えて一一二、二七〇円以下のもの	二七・八割	
九一、五四〇円を超えて九四、二〇〇円以下のもの	二九・〇割	

九八、八一〇円を超える一〇一、八五〇円以下のもの	二九・三割
八六、八八〇円を超える九八、八一〇円以下のもの	二九・八割
七六、九八〇円を超える八六、八八〇円以下のもの	三〇・二割
七四、二六〇円を超える七六、九八〇円以下のもの	三〇・九割
七二、三四〇円を超える七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超える七二、三四〇円以下のもの	三一・七割
六八、九六〇円を超える七〇、六四〇円以下のもの	三一・〇割
六六、二三〇円を超える六八、九六〇円以下のもの	三三・四割
六六、一三〇円のもの	三四・五割

別表第三の十六（第二条の十三関係）	別表第一の十六の下欄に掲げる仮定俸給
率	率
二八八、四六〇円以上のもの	二三・〇割
二六六、二九〇円を超える二八八、四六〇円未満のもの	二三・八割
二五五、一三〇円を超える二六六、二九〇円以下のもの	二四・五割
二四六、二七〇円を超える二五五、一三〇円以下のもの	二四・八割
二七三、一三〇円を超える二四六、二七〇円以下のもの	二五・〇割
一六五、〇〇〇円を超える二七三、一三〇円以下のもの	二五・五割
一四八、五八〇円を超える六五、〇〇〇円以下のもの	二六・一割
一二一、〇三〇円を超える一四八、五八〇円以下のもの	二六・九割
一一六、三五〇円を超える一二一、〇三〇円以下のもの	二七・四割
一〇八、六三〇円を超える一六、三五〇円以下のもの	二七・八割
一〇五、五八〇円を超える一〇八、六三〇円以下のもの	二九・〇割
一一〇二、四三〇円を超える一〇五、五八〇円以下のもの	二九・三割
九〇、〇九〇円を超える一〇二、四三〇円以下のもの	二九・八割
七九、八七〇円を超える九〇、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
七七、〇五〇円を超える七九、八七〇円以下のもの	三〇・九割
七五、〇七〇円を超える七七、〇五〇円以下のもの	三一・九割
七三、三一〇円を超える七五、〇七〇円以下のもの	三一・七割
七一、五七〇円を超える七三、三一〇円以下のもの	三三・〇割
六八、七五〇円を超える七一、五七〇円以下のもの	三三・四割
六八、七五〇円のもの	三四・五割

別表第三の十七（第二条の十四関係）	別表第一の十七の下欄に掲げる仮定俸給
率	率
三〇一、〇二〇円以上とのもの	二三・〇割
二七七、九二〇円を超える三〇一、〇二〇円未満のもの	二三・八割
二六六、二八〇円を超える二七七、九二〇円以下のもの	二四・五割
二五七、〇五〇円を超える二六六、二八〇円以下のもの	二四・八割
一八〇、八四〇円を超える二五七、〇五〇円以下のもの	二五・〇割
一七二、三八〇円を超える一八〇、八四〇円以下のもの	二五・五割
一五五、二六〇円を超える一七二、三八〇円以下のもの	二六・一割
一二六、五六〇円を超える一五五、二六〇円以下のもの	二六・九割
一二一、六八〇円を超える一二六、五六〇円以下のもの	二七・四割
一一三、六四〇円を超える一二一、六八〇円以下のもの	二七・八割
一一〇、四六〇円を超える一一三、六四〇円以下のもの	二九・〇割

別表第三の十八（第二条の十五関係）	別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給
率	率
三一五、六三〇円以上のもの	二三・〇割
二九一、四九〇円を超える三一五、六三〇円未満のもの	二三・八割
二七九、三三〇円を超える二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超える二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超える二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超える一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三一〇円を超える一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超える一六三、三一〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超える一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一一九、八三〇円を超える一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一一六、四九〇円を超える一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超える一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超える一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超える九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超える一九、八三〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超える八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超える八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超える八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超える七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第三の十九（第二条の十六関係）	別表第一の十九の下欄に掲げる仮定俸給
率	率
三三二、八三〇円以上のもの	二三・〇割
二九七、二三〇円を超える三三二、八三〇円未満のもの	二三・八割
二八四、八四〇円を超える二九七、二三〇円以下のもの	二四・五割
二七五、〇一〇円を超える二八四、八四〇円以下のもの	二四・八割
一九三、八六〇円を超える二七五、〇一〇円以下のもの	二五・〇割
一八四、八四〇円を超える一九三、八六〇円以下のもの	二五・五割
一六六、六一〇円を超える一八四、八四〇円以下のもの	二六・一割
一三六、〇五〇円を超える一六六、六一〇円以下のもの	二六・九割
一三〇、八五〇円を超える一三六、〇五〇円以下のもの	二七・四割
一二二、三〇〇円を超える一三〇、八五〇円以下のもの	二七・八割
一一八、九一〇円を超える一二二、三〇〇円以下のもの	二九・〇割

一一五、四二〇円を超える八六、九一〇円以下のもの	二九・三割
一〇一、五九〇円を超える一五、四二〇円以下のもの	二九・八割
九〇、一二〇円を超える一〇一、五九〇円以下のもの	三〇・二割
八六、九六〇円を超える九〇、一二〇円以下のもの	三〇・九割
八四、七三〇円を超える八六、九六〇円以下のもの	三一・九割
八二、七五〇円を超える八四、七三〇円以下のもの	三一・七割
八〇、八〇〇円を超える八二、七五〇円以下のもの	三一・〇割
七七、六五〇円を超える八〇、八〇〇円以下のもの	三四・四割
七七、六五〇円のもの	三四・五割

別表第三の二十（第二条の十七関係）

別表第一の二十の下欄に掲げる仮定俸給

備考

別表第四の三（第二条の二関係）

三三二、二三〇円以上のもの

備考

別表第四の四（第二条の三関係）

三〇六、八八〇円を超える三三一、一二三〇円未満のもの

備考

別表第四の四（第二条の四関係）

二九四、一〇〇円を超える三〇六、八八〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の五関係）

二八三、九六〇円を超える一九四、一〇〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の六関係）

二〇〇、二九〇円を超える二八三、九六〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の七関係）

一九一、〇〇〇円を超える二〇〇、二九〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の八関係）

一七二、二〇〇円を超える一九一、〇〇〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の九関係）

一四〇、六九〇円を超える一七二、二〇〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十関係）

二〇〇、二九〇円を超える二八三、九六〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十一関係）

一三五、三三〇円を超える一四〇、六九〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十二関係）

一三六、五三〇円を超える一三五、三三〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十三関係）

一一三、〇二〇円を超える一二六、五二〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十四関係）

一一九、四二〇円を超える一二三、〇二〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十五関係）

一〇五、一五〇円を超える一九、四二〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十六関係）

九三、二七〇円を超える一〇五、一五〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十七関係）

九〇、〇〇〇円を超える九三、二七〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十八関係）

八七、六九〇円を超える八七、六九〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の十九関係）

八五、六五〇円を超える八五、六五〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の二十関係）

八〇、三七〇円を超える八三、六三〇円以下のもの

備考

別表第四の四（第二条の二十一関係）

八〇、三七〇円のもの

備考

別表第四の四（第二条の二十二関係）

一四七、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十三関係）

一一二、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十四関係）

一一一、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十五関係）

一一〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十六関係）

一九二、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十七関係）

一七一、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十八関係）

一五〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の二十九関係）

一三〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十関係）

一一〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十一関係）

九〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十二関係）

七〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十三関係）

五〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十四関係）

三〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十五関係）

一〇、〇〇〇円

備考

別表第四の四（第二条の三十六関係）

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定める第

ろにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二二一、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものについては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第四の二（第二条関係）

障害の等級

二二一、〇〇〇円

四〇六、〇〇〇円

三二九、〇〇〇円

五六四、〇〇〇円

一九九、〇〇〇円

一五四、〇〇〇円

一一八、〇〇〇円

一一九、〇〇〇円

一〇四、〇〇〇円

一〇六、〇〇〇円

一〇九、〇〇〇円

四級	二五三、〇〇〇円
五級	一九六、〇〇〇円
六級	一五〇、〇〇〇円

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二四四、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の六（第二条の四関係）

障害の等級	年金額
一級	五五九、〇〇〇円
二級	四五三、〇〇〇円
三級	三六三、〇〇〇円
四級	二七四、〇〇〇円
五級	二一一、〇〇〇円
六級	一六二、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二七四、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二一八、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の七（第二条の五関係）

障害の等級	年金額
一級	一、〇四〇、〇〇〇円
二級	八四二、〇〇〇円
三級	六七六、〇〇〇円
四級	五一〇、〇〇〇円
五級	三九五、〇〇〇円
六級	三〇二、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二七四、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二一八、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の八（第二条の六関係）

障害の等級	年金額
一級	一、二八三、〇〇〇円
二級	一、〇三九、〇〇〇円
三級	八三四、〇〇〇円
四級	六二九、〇〇〇円
五級	四八八、〇〇〇円
六級	三七二、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二三三、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の九（第二条の七関係）

障害の等級	年金額
一級	二、四四五、〇〇〇円
二級	一、九八〇、〇〇〇円
三級	一、五八九、〇〇〇円
四級	一、一九八、〇〇〇円
五級	九二九、〇〇〇円
六級	七〇九、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二三三、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

障害の等級	年金額
一級	一、五八八、〇〇〇円
二級	一、二八六、〇〇〇円
三級	一、〇三一、〇〇〇円
四級	七七八、〇〇〇円
五級	六〇三、〇〇〇円
六級	四六一、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「七七八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「九〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十（第二条の八関係）

障害の等級	年金額
一級	二、〇五三、〇〇〇円
二級	一、六六三、〇〇〇円
三級	一、三三四、〇〇〇円
四級	一、〇〇六、〇〇〇円
五級	七八〇、〇〇〇円
六級	五九五、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十一（第二条の八関係）

障害の等級	年金額
一級	二、一九三、〇〇〇円
二級	一、七七六、〇〇〇円
三級	一、四二五、〇〇〇円
四級	一、〇七五、〇〇〇円
五級	八二三、〇〇〇円
六級	六三六、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七五、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十二（第二条の九関係）

障害の等級	年金額
一級	二、四四五、〇〇〇円
二級	一、九八〇、〇〇〇円
三級	一、五八九、〇〇〇円
四級	一、一九八、〇〇〇円
五級	九二九、〇〇〇円
六級	七〇九、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二三三、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十三（第二条の十関係）

障害の等級

年金額

一級	二、六一六、〇〇〇円
二級	二、一一九、〇〇〇円
三級	一、七〇〇、〇〇〇円
四級	一、二八二、〇〇〇円
五級	九九四、〇〇〇円
六級	七五九、〇〇〇円

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、二八二、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、四九一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十四（第二条の十の二関係）

年金額

一級	二、七三六、〇〇〇円
二級	二、一二三九、〇〇〇円
三級	一、八〇〇、〇〇〇円
四級	一、三八一、〇〇〇円
五級	一、〇七四、〇〇〇円
六級	八三九、〇〇〇円

一級	二、七三六、〇〇〇円
二級	二、一二三九、〇〇〇円
三級	一、八〇〇、〇〇〇円
四級	一、三八一、〇〇〇円
五級	一、〇七四、〇〇〇円
六級	八三九、〇〇〇円

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、三八二、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、五九一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十五（第二条の十一の二関係）

年金額

一級	二、九三二、〇〇〇円
二級	二、四〇〇、〇〇〇円
三級	一、九二九、〇〇〇円
四級	一、四八一、〇〇〇円
五級	一、一五一、〇〇〇円
六級	八九九、〇〇〇円

一級	二、九九二、〇〇〇円
二級	二、四六〇、〇〇〇円

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十六（第二条の十一の二関係）

年金額

一級	二、九九二、〇〇〇円
二級	二、四六〇、〇〇〇円

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七六〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十七（第二条の十二の二関係）

障害の等級

年金額

一級	三、一一〇、〇〇〇円
二級	二、五五七、〇〇〇円
三級	二、〇六八、〇〇〇円
四級	一、五九二、〇〇〇円
五級	一、二四九、〇〇〇円
六級	九八七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八（第二条の十二の二関係）

障害の等級

年金額

一級	三、一二三〇、〇〇〇円
二級	二、六五七、〇〇〇円
三級	二、一六八、〇〇〇円
四級	一、六八二、〇〇〇円
五級	一、三三九、〇〇〇円
六級	一、〇六七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれの一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第四の十九（第二条の十三の二関係）

障害の等級

年金額

一級	三、三五三、〇〇〇円
二級	二、七五八、〇〇〇円
三級	一、二五〇、〇〇〇円
四級	一、七四六、〇〇〇円
五級	一、三九〇、〇〇〇円
六級	一、一〇八、〇〇〇円

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十（第二条の十三関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	二、八七八、〇〇〇円	二、三五〇、〇〇〇円	一、八四六、〇〇〇円
二級	三級	四級	一、四八〇、〇〇〇円	一、四八〇、〇〇〇円	一、四八〇、〇〇〇円
三級	五級	六級	一、一八八、〇〇〇円	一、一八八、〇〇〇円	一、一八八、〇〇〇円
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

別表第四の二十一（第二条の十四関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	三、六四〇、〇〇〇円	三、三五五、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円
二級	三級	四級	三、〇一六、〇〇〇円	二、七五四、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
三級	五級	六級	二、四六三、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円
四級			一、九三五、〇〇〇円		
五級			一、五五一、〇〇〇円		
六級			一、二四五、〇〇〇円		
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

別表第四の二十二（第二条の十四関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	三、七二〇、〇〇〇円	三、三八五、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円
二級	三級	四級	三、〇八六、〇〇〇円	二、七八四、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円
三級	五級	六級	二、五三三、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円
四級			一、九九五、〇〇〇円		
五級			一、六一一、〇〇〇円		
六級			一、二九五、〇〇〇円		
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

別表第四の二十三（第二条の十五関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	三、九二五、〇〇〇円	三、五〇三、〇〇〇円	一、二一〇、〇〇〇円
二級	三級	四級	三、二五六、〇〇〇円	二、五〇三、〇〇〇円	一、七八一、〇〇〇円
三級	五級	六級	二、六七二、〇〇〇円	二、二七七、〇〇〇円	一、八三八、〇〇〇円
四級			二、一〇五、〇〇〇円		
五級			一、七〇〇、〇〇〇円		
六級			一、三六六、〇〇〇円		
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

別表第四の二十四（第二条の十五関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	三、五三三、〇〇〇円	三、二四〇、〇〇〇円	一、三〇二、〇〇〇円
二級	三級	四級	二、九一一、〇〇〇円	一、八六三、〇〇〇円	一、五〇五、〇〇〇円
三級	五級	六級	一、三六六、〇〇〇円	一、二八六、〇〇〇円	三、九五五、〇〇〇円
四級					
五級					
六級					
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

別表第四の二十五（第二条の十六関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	三、三五五、〇〇〇円	三、七五四、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円
二級	三級	四級	二、七五五、〇〇〇円	二、一七五、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円
三級	五級	六級	一、七五六、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	一、五〇五、〇〇〇円
四級					
五級					
六級					
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

別表第四の二十六（第二条の十六関係）		障害の等級	年金額	三級	
一級	二級			四級	五級
一級	二級	三級	三、三八五、〇〇〇円	三、七五四、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円
二級	三級	四級	二、二〇〇、〇〇〇円	二、一七五、〇〇〇円	一、四一五、〇〇〇円
三級	五級	六級	一、二〇〇、〇〇〇円	一、七五六、〇〇〇円	一、五〇五、〇〇〇円
四級					
五級					
六級					
備考	別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。				

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第五（第五条の五関係）

俸給年額	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三七	二、〇〇〇円
二、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの	一・〇三三	三、九〇〇円
三、七七八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの	一・〇二〇	四五〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの	一・〇四五	八二八、八〇〇円
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・五二八	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・四二七	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三五〇	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・二七一	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一九三	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一	
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・一〇六	
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・一二〇二	
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一九七	
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・一九五	
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・一八六	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一八八	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・一八三	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・一七五	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一七〇	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一六三	
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・三五〇	
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・三四五	
昭和三十七年四月一日から昭和三八年三月三十一日まで	一・三四一	
昭和三十八年四月一日から昭和三九年三月三十一日まで	一・三三八	
昭和三九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・三三〇	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三二九	
昭和四一年四月一日から昭和四二年三月三十一日まで	一・三二八	
昭和四二年四月一日から昭和四三年三月三十一日まで	一・三二二	
昭和四三年四月一日から昭和四四年三月三十一日まで	一・三〇三	
昭和四四年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	一・二七五	
昭和四四年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	一、二七五、〇〇〇円未満のもの	
別表第八（第四条の九、第五条の九、第六条の四、第七条の三、第八条の二、第九条、第十二条の三、第十三条の二、第十四条関係）	率	金額
俸給年額		
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇一、四三九円未満のもの	一・一〇三	五、一〇〇円
二、一〇一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

別表第九（第十条の三、第十五条の三関係）

俸給年額	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満のもの	一・〇四五	五、三〇〇円
四、三五九、五四四円以上四、八七二、七二八円未満のもの	一・〇四〇	一八八、四〇〇円
四、八七二、七二八円以上一三、四三六、三六四円未満のもの	一・〇七八	二九五、六〇〇円
一三、四三六、三六四円以上のもの	一・〇〇〇	〇円
別表第十二（第十条の六、第十五条の六関係）	率	金額
俸給年額		
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇五五	〇円
四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの	一・〇四〇	一二、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの	一・〇七四	三五二、四〇〇円
一三、五五三、八四七円以上のもの	一・〇〇〇	〇円
別表第十三（第十条の七、第十条の八、第十五条の七、第十五条の八関係）	率	金額
俸給年額		
一、二二〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇二二	〇円
五、〇五二、六三二円以上五、〇五二、六三二円未満のもの	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二、六三二円以上五、〇五二、六三二円未満のもの	一・〇〇〇	九八、四〇〇円
別表第十四（第十条の九、第十条の十、第十五条の九、第十五条の十関係）	率	金額
俸給年額		
一、二七五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三五	〇円
五、二一六、一三〇円以上のもの	一・〇三一	五、一〇〇円
五、二一六、一三〇円以上のもの	一・〇〇〇	一六六、八〇〇円